

入園のしおり

認可保育園・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育事業

令和6年4月入園申込受付期間

市内の保育施設を希望する方	令和5年11月6日（月）～ 令和5年11月24日（金） 原則、郵送にてお申込みください。 <u>（ただし、下記の期間で夜間及び日曜の臨時窓口を設置）</u>
締切日以降に出産予定で生後57日目からの保育を希望する方	上記申込受付期間と同じです。
転入予定の方	上記申込受付期間と同じです。お住まいの区市町村で、狛江市の申込期限に間に合うように、余裕をもって申込手続きをしてください。
市外の保育施設を希望する方	各自治体によって申込受付期間・必要書類が異なります。各自治体に確認のうえ、日数に余裕をもって狛江市児童育成課窓口にてお申込みください。

※FAXでは受け付けておりません。

※郵送受付は、11月24日（金）の消印有効です（特定記録郵便で送付してください）。

※窓口受付は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。ただし、臨時窓口として、夜間窓口及び日曜窓口を行います。

○夜間窓口・・・令和5年11月22日（水） 午後5時から午後8時まで

○日曜窓口・・・令和5年11月19日（日） 午前9時から午後1時まで

受付場所：狛江市役所3階 子ども家庭部児童育成課幼児教育・保育係

※上記時間以外の受付はできません。

結果発送予定日 令和6年1月22日（月）

※内定の有無にかかわらず通知書をご自宅宛に送付します。

※通知書到着までの間、お電話等でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

4月入園の基本的な申込みの流れ（詳細はしおりの中をご覧ください。）

①右のQRコードより専用サイトにアクセスして仮申請を行ってください。

仮申請をされると仮申請番号が配信されますので、そちらを申請書にご記載ください。仮申請番号がない場合、受付できません。

※仮申請番号は、児童1人ごとに必要です。（出産予定の方を含む。転入予定の方は不要。）児童2人以上でお申込みの場合は、児童ごとに仮申請番号を取得してください。窓口提出の場合でも、仮申請番号が必要です。



②申請書類を揃えて、原則郵送にてご提出ください。

次のページの封筒貼付用の宛名をお使いください。

※転入予定の方は、お住まいの自治体へご提出ください。郵送受付の可否についてはお住まいの自治体へご確認ください。

国から、より良い保育施設を選ぶための
チェックポイントが示されていますので参考にしてください。

よい保育施設の選び方 十か条（平成 12 年厚生省児童家庭局保育課）

- 一 **まずは情報収集を**
市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう
- 二 **事前に見学を**
決める前に必ず施設を見学しましょう
- 三 **見た目だけで決めないで**
キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
- 四 **部屋の中まで入って見て**
見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 五 **子どもたちの様子を見て**
子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 六 **保育する人の様子を見て**
保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 七 **施設の様子を見て**
赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 八 **保育の方針を聞いて**
園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
- 九 **預けはじめてからもチェックを**
預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
- 十 **不満や疑問は率直に**
不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

これをもとにした「良い保育施設の選び方（東京都版）」もあります。
保育園選びの参考にしてください。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/
hoikushisetsu-erabikata.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/hoikushisetsu-erabikata.html)



郵送提出用の宛名

- 仮申請後、下記宛名を封筒に貼り付けて、書類を送付してください。
- ※仮申請で取得した仮申請番号を記入してください。（仮申請の方法は9ページをご覧ください）
- ※必ず特定記録郵便で送付してください。
- ※郵送料はご自身でご負担ください。

切り取り線

〒201-8585									
狛江市和泉本町1-1-5									
狛江市児童育成課幼児教育・保育係 行									
令和6年度入園申請書類在中									
仮申請番号1人目									
仮申請番号2人目									
仮申請番号3人目									

きょうだいで申し込む場合に2人目以降の仮申請番号欄をご利用ください。

目次

令和6年度の主な変更点 ・・・・・・・・・・・・・・・・	次ページ
保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量	1
市内保育施設・事業の種別	2
市内保育施設・事業案内図	3
狛江市に入園（利用）を申込み保育施設・事業一覧	4
保育施設・事業の定数	5
1 入園の申込みができる方	6
2 提出書類	7
3 申込みから入園までの流れ	10
4 保育の実施期間	12
5 保育時間	12
6 延長保育	14
7 利用者負担額（保育料）（0～2歳児クラス）	18
8 認可保育施設の幼児教育・保育の無償化【国による制度】	23
9 入園後のお願い	25
10 その他	26
一時預かり実施施設	27
保育所等利用調整基準指数表	28
調整指数表	30
保育施設・事業の申込みについてよくある質問	32
11 認可外保育施設	34
保育施設紹介	39

令和6年度 年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧

入園日	申込受付期間	利用調整会議日
5月1日	3月11日（月）～ 4月11日（木）	4月15日（月）
6月1日	4月12日（金）～ 5月13日（月）	5月15日（水）
7月1日	5月14日（火）～ 6月12日（水）	6月14日（金）
8月1日	6月13日（木）～ 7月10日（水）	7月12日（金）
9月1日	7月11日（木）～ 8月13日（火）	8月15日（木）
10月1日	8月14日（水）～ 9月11日（水）	9月13日（金）
11月1日	9月12日（木）～ 10月10日（木）	10月15日（火）
12月1日	10月11日（金）～ 11月13日（水）	11月15日（金）
1月1日	11月14日（木）～ 12月11日（水）	12月13日（金）
2月1日	12月12日（木）～ 1月10日（金）	1月15日（水）
3月1日	1月14日（火）～ 2月12日（水）	2月14日（金）

※ お申込みいただくと、年度内（令和7年3月1日入園分の利用調整会議）までは申込みを取り下げない限り有効となり、内定が出るまで毎月の利用調整対象となります。

※ 令和7年度4月以降の利用調整には別途お申込みが必要です。

重 要

※必ずお読みください！！

令和6年度の主な変更点

令和6年4月入園申込みから適用される主な変更点をお知らせします。
詳細は各ページ及び様式に記載されている内容をご確認の上、お申込みください。

提出書類の追加について

提出書類に児童の発達・健康に関する記録表を追加しました。詳細は提出書類のご説明をお読みください（7～8ページ参照）。

調整指数表の変更について

調整指数番号10の既に託児を開始している場合について、適用となる条件の一部見直しを行いました。適用条件の詳細は調整指数表をご確認ください。（30～31ページ参照）

入所審査に関する同意書について

同意項目を追加しました。同意書についての詳細は提出書類の説明（7～8ページ参照）及び「令和6年度入所の審査に関する同意書」をご覧ください。

● 令和6年4月入園の申込みにあたって・・・

- ※ 申請書の必要事項をもれなくご記入し、お申込みください。
- ※ 必要書類を揃え、お申込みください。（提出書類は7～8ページ）
- ※ 提出された書類はお返してできません。申込書等の写しが必要な場合は、事前にご自身でコピーしてください。
- ※ 兄弟姉妹等複数人の申込みを行う場合は、申込人数分の申込書類が必要となります。コピーしたものを併せてご用意いただき、お申込みください。
- ※ 締切日間近のご提出の場合、不足書類が申込受付期間内に揃わなかった場合、点数に反映できない可能性がありますので、ご注意ください。



こまえ子育てねっと

<https://komae-kosodate.net/>

狛江市の子育て情報サイトです。

携帯電話からもご覧になれます。



保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量

◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する場合に必要な手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。教育・保育給付認定は、保育園等入園申込と同時の手続きとなりますので、別途手続きの必要はありません。認定は、下表のとおり3つの区分に分かれます。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準 時間認定	児童が満3歳以上で、教育を希望される場合 【利用先】認定こども園（幼稚園枠）、新制度の幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育認定	児童が満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満 保育認定	児童が満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業

※狛江市には令和6年4月1日現在、新制度に移行する幼稚園はありません。

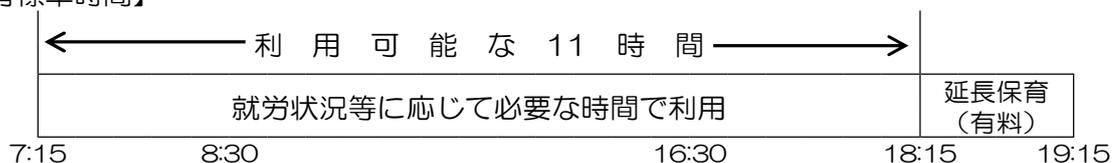
※「保育の必要性の事由」については、6ページをご参照ください。

◆保育の必要量について 2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

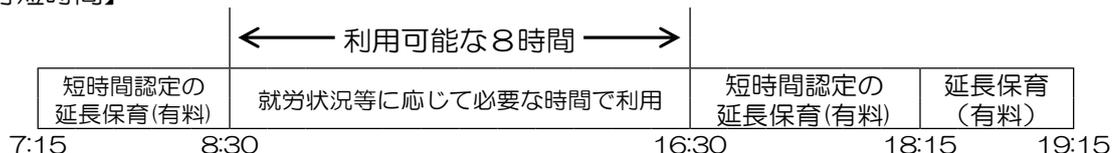
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日11時間の枠の中で必要に応じて保育を利用
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日8時間の枠の中で必要に応じて保育を利用 保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合

保育利用時間のイメージ（公立保育園の例）

【保育標準時間】



【保育短時間】



- ※1 市内保育施設では、保育短時間の利用可能な保育時間は8時30分～16時30分としています。（施設により保育短時間の利用可能時間が異なる場合がございます。各施設にご確認ください。）
- ※2 開所時間や延長保育時間、月齢に応じた利用可能時間は各施設で設定しています。詳しくは12～17ページをご確認ください。
- ※3 保育短時間の延長保育料は公立15分150円です。私立は各園にご確認ください。

市内保育施設・事業の種別

令和6年4月1日現在

	施設種別	施設数	対象年齢	保育時間	延長保育	土曜日開所	食事	保育料		入園(利用)申込先
								月額	納付先	
施設型給付対象施設	市立保育園	4	0歳～5歳	11時間	有り	有り	給食	市の定める金額 (無償化対象児童を除く)	市	市
	私立保育園	16	0歳～5歳 ※3歳までの園あり		各施設による					
	私立認定こども園 (保育認定枠)	1	0歳～5歳		有り					
地域型保育事業	小規模保育事業	4	0歳～2歳 ※各施設による	13時間以上	各施設による	各施設による	給食	各事業者が設定した額	施設	施設
	事業所内保育事業 (地域枠)	1			無し	有り				
認可外保育施設	認証保育所	3	各施設による	13時間以上	-	有り	弁当持参	42,000円	施設	施設
	家庭福祉員	2	0歳～2歳	8時間	無し	無し				

◆市へ入園(利用)を申込む保育施設・事業について

認可保育園 ①～⑳ (番号は次ページの施設・事業一覧)

国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。運営は国や都、市の公費や保育料等でまかなわれています。

認定こども園 ㉑

幼稚園と保育園両方の機能を併せ持った教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。

地域型保育事業 ㉒～㉖

子ども・子育て支援新制度において創設された2歳児クラスまでの児童を保育する新たな認可保育事業です。1か月の利用者負担額(保育料)は、認可保育園等と同じく世帯の市区町村民税所得割額により算定します。受入年齢に制限があるため、卒園後の認可保育園等への転園に当たっては、優先的に利用調整されます。なお、1歳児クラスまたは2歳児クラスへの進級の際は、優先的な利用調整の対象外です(さつき家庭保育室を除く)。また、地域型保育事業は認可外保育施設ではないため、調整指数10の「認可外保育施設」の対象外です。

小規模保育事業	6～19名の定員で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。定員や児童1人あたりの面積等の基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれます。
事業所内保育事業	会社等事業所の保育施設等で、従業員の子どもだけでなく地域の子どもも一緒に保育を行います。

認可外保育施設 ㉗～㉓

児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設であり、東京都へ届出を行っているものです。

狛江市に入園（利用）を申込む保育施設・事業一覧

認可保育園

	保育園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
市立	①藤塚保育園	和泉本町4-7-35	3489-2835	満6か月～小学校就学前	○
	②駒井保育園	駒井町2-28-6	3480-9361	生後57日目～小学校就学前	○
	③駄倉保育園	岩戸北3-20-2	3489-5415	生後57日目～小学校就学前	○
	④三島保育園	東野川1-32-2	3488-3898	生後57日目～小学校就学前	○
私立	⑤多摩川保育園	西和泉1-5-1	042-483-4667	生後57日目～小学校就学前	○
	⑥狛江保育園	西野川4-12-1	3480-0069	満6か月～小学校就学前	×
	⑦狛江子どもの家※1	和泉本町1-36-4	3488-1231	生後57日目～ 3歳児	×
	⑧虹のひかり保育園	東和泉1-32-18	5761-2737	生後57日目～小学校就学前	○
	⑨ぎんきょう保育園	東和泉1-34-25	3430-5822	生後57日目～小学校就学前	○
	⑩東野川保育園みんなの家	東野川4-9-7	3430-8778	生後57日目～小学校就学前	○
	⑪ベネッセ狛江南保育園	岩戸北3-23-8	5761-2471	生後57日目～小学校就学前	○
	⑫めぐみの森保育園	中和泉3-12-6	3480-4448	生後57日目～小学校就学前	○
	⑬いずみ保育園	岩戸北1-1-12	3480-0598	生後57日目～小学校就学前	○
	⑭グローバルキッズ狛江園	中和泉3-19-14	3430-7400	生後57日目～小学校就学前	○
	⑮アスク岩戸北保育園	岩戸北3-3-23	5761-2771	生後57日目～小学校就学前	○
	⑯狛江ちとせ保育園	東和泉1-35-10	3488-1281	生後57日目～小学校就学前	○
	⑰駒井町みんなの家	駒井町3-36-1	3480-1106	生後57日目～小学校就学前	○
	⑱いずみの森保育園	元和泉1-10-10	5761-7747	生後57日目～小学校就学前	○
	⑲木下の保育園 元和泉	元和泉1-19-4	5761-4788	生後57日目～小学校就学前	○
	⑳木下の保育園 岩戸北	岩戸北3-1-19	5761-5870	生後57日目～小学校就学前	○

※1 3歳児クラス終了後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（→P31 新年度入園の利用調整の順番参照）。

認定こども園（2号・3号）

私立	園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
	㉑パイオニアキッズ西野川園	西野川2-4-15	5761-9234	生後57日目～小学校就学前	○

小規模保育事業（地域型保育事業）※2

	園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
私立	㉒さつき家庭保育室	岩戸北1-2-12	3430-3413	1歳児	×
	㉓一の橋赤ちゃんの家	駒井町1-15-32	5761-9219	生後57日目～ 2歳児	○
	㉔フレンドキッズランドこまえ	岩戸南4-22-7	5761-5392	1歳児及び2歳児	○
	㉕狛江すずらん保育園	岩戸北3-14-23	5761-5743	満6か月～ 2歳児	○

事業所内保育事業（地域型保育事業）※2

私立	園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
	㉖ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉1-3-15	3480-4958	1歳児及び2歳児	×

※2 地域型保育事業卒業後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（→P31 新年度入園の利用調整の順番参照）。

保育施設・事業の定数（令和6年4月1日現在）（単位：人）

入所クラスは令和6年4月1日時点の年齢におけるクラスとなります

認可保育園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立	藤塚保育園	3	13	18	20	22	22	98
	駒井保育園	6	18	20	23	24	24	115
	駄倉保育園	12	18	21	23	25	25	124
	三島保育園	6	13	20	21	24	24	108
私立	多摩川保育園※1	6 (12)	7 (15)	9 (18)	12 (25)	13 (25)	13 (25)	60 (120)
	狛江保育園	9	12	15	18	18	18	90
	狛江子どもの家	9	12	13	13			47
	虹のひかり保育園	12	18	20	20	20	20	110
	ぎんきょう保育園	5	13	13	13	13	13	70
	東野川保育園みんなの家	3	9	10	12	13	13	60
	ベネッセ狛江南保育園	6	10	12	12	12	12	64
	めぐみの森保育園	9	15	24	24	24	24	120
	いずみ保育園	12	15	17	20	28	28	120
	グローバルキッズ狛江園	6	15	18	20	20	20	99
	アスク岩戸北保育園	6	18	18	18	18	18	96
	狛江ちとせ保育園	12	15	15	16	16	16	90
	駒井町みんなの家	6	6	6	24	24	24	90
	いずみの森保育園	6	16	18	20	20	20	100
	木下の保育園 元和泉	9	15	16	23	23	23	109
木下の保育園 岩戸北	10	20	20	20	20	20	110	

※1 多摩川保育園は、毎年申込み状況に応じて、調布市と狛江市がそれぞれの定員数を決定しますので変更となる場合がございます。（ ）内は調布市と狛江市の合計です。

認定こども園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私	パイオニアキッズ西野川園	9	15	18	25	25	25	117

※ 3歳～5歳については、1号認定（幼稚園枠）を若干名含みます。

小規模保育事業（地域型保育事業）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私	さつき家庭保育室		8					8
私	一の橋赤ちゃんの家	2	8	9				19
私	フレンドキッズランドこまえ		9	10				19
私	狛江すずらん保育園	3	8	8				19

事業所内保育事業（地域型保育事業）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私	ヤクルト狛江あいあい保育園	- (3)	5 (8)	5 (8)				10 (19)

※ （ ）内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計です。

1 入園の申込みができる方

保育園は、保護者等（父母や同居親族）が働いているなどの理由で、保育が必要な子どもたちのためにあります。毎日一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところで、子どもたちの生活の場でもあります。「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」等という理由だけでは対象になりません。

保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）

保育園へ入園できる子どもは、両親のいずれも（別居の場合は世話をしている方）が次の基準（1）から（9）までのいずれかの事情にある場合です。

- （1）保護者が仕事をしている場合
- （2）離別、死亡、行方不明などの理由により保護者がいない場合
- （3）保護者が出産、病気又は心身に障がいがある場合
- （4）保護者が常時、親族の看護又は介護にあたる場合
- （5）災害の復旧にあたっている場合
- （6）保育施設入園児童の弟妹の育児休業取得のため、入園児童の継続利用が必要な場合
- （7）児童が虐待を受けている又は再び受ける可能性がある場合
- （8）保護者が求職活動・就学をしている場合
- （9）その他の理由で保育にあたれない常態にある場合

入園日の前日までに狛江市に転入予定のない方

年齢と入園日によって入園申込みの制限があります。

区分	4月1日付け入園	5月1日付け入園以降
0歳児～3歳児クラス	申込みできません	申込みできます
4・5歳児クラス	申込みできます	

育児休業取得中の方

申込み児童や、兄弟姉妹の育児休業取得中は**復職することを条件に申込みが可能**です。復職する月からの入園対象ですが、月の初日に復職する場合はその前月からの入園対象です。

例）4月1日からの入園 → 5月1日までに復職が必要

5月1日からの入園 → 6月1日までに復職が必要

※1日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げることとはできません。

下記の要件を満たす必要があります。

①申請時の就労証明書で上記の条件どおり復職予定と確認できること。または、育児休業期間を短縮できる旨が記載されていること。

②入園後に、復職したことがわかる復職証明書を提出すること。

入園後に弟妹の育児休業を取得される場合は、25 ページをご覧ください。

クラス年齢について

令和6年度のクラス年齢は、令和6年4月1日時点の年齢により決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。（次ページに参考表をお示しします。）

【令和5年度】		【令和6年度】	
クラス年齢	対象生年月日	クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R4.4.2～	0歳児	R5.4.2～
1歳児	R3.4.2～R4.4.1	1歳児	R4.4.2～R5.4.1
2歳児	R2.4.2～R3.4.1	2歳児	R3.4.2～R4.4.1
3歳児	H31.4.2～R2.4.1	3歳児	R2.4.2～R3.4.1
4歳児	H30.4.2～H31.4.1	4歳児	H31.4.2～R2.4.1
5歳児	H29.4.2～H30.4.1	5歳児	H30.4.2～H31.4.1

※令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれは令和6年度も0歳児クラス

2 提出書類

入園のしおり及び各種証明書は、市のHP (<https://www.city.komae.tokyo.jp/>) からダウンロードすることができます。(ホーム>暮らしのガイド>申請書ダウンロード>子ども)

必須書類

- (1) 令和6年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所(転園)申込書
- (2) 保護者が保育にあたれない状況を証明する書類(下記ア～クが**両親ともに必要**)

ア	外勤・内職	就労証明書(市指定様式・会社記入) ※勤務時間が一定でない場合は、直近3か月分のスケジュール表(様式自由)が必要です。
イ	自営業・親族経営会社勤務	就労証明書(市指定様式・自身で記入) ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です 1. 直近の確定申告書(電子申告の場合には受付番号が付番された申告書(第1表・第2表)) 2. 開業届 3. 給与明細(専従者用・直近3か月) 4. 契約書(直近3か月が範囲内となっているもの) 5. その他(納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類(直近3か月の各月1点ずつ)) ※上記とは別に、勤務時間が一定でない場合は、直近3か月分のスケジュール表(様式自由)も必要です。
ウ	就労内定	就労証明書(市指定様式・会社記入)
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 (保育が困難との記載があるもの 。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用)
オ	介護にあっている	介護を証明する書類(介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等)及び1週間の介護スケジュールが分かる書類(様式自由)
カ	就学	就学を証明する書類(在学証明書等)及び1週間の就学スケジュールが分かる書類(時間割表等、様式自由)
キ	出産予定	母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日が分かるページの写し) ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。 ※入所可能年齢に達しなかった場合は、入所できず待機となります。入所可能年齢に到達する利用調整会議にて、改めて利用調整を行います。
ク	求職活動	就労確約書(市指定様式・自身で記入) ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

(3) 児童の健康・発達に関する記録表

(4) 令和6年度認可保育所等入園申込チェック表（4月入園申込みのみ必要）

※20歳以上65歳未満の同居親族（祖父母等）がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類（(2)に記載のア〜クに準ずる）も必要です。

※離婚を前提とした別居中等の場合、裁判所の呼出状等、離婚手続中であることが分かる書類の写し等が必要です。

※各種証明書類の有効期限は、発行日から3か月以内です。

※同一住所に居住しているが、世帯が完全に別の場合は、

それぞれの世帯の光熱水費（いずれか一つ）の領収証の写しをご提出ください。

※その他、必要書類の提出を求める場合があります。

該当する方のみ必要な書類

(1) 以下の認可外保育サービスを利用して有償託児し、且つ現に保護者に保育の必要性がある方（育休、求職中、復職予定を除く）。

認可外保育サービス	必要書類	説明
① 認証保育所（東京都等に届出ている施設に限る。）		
② 家庭福祉員（東京都等に届出ている事業者に限る。）	「受託証明書」（市指定様式を施設が記入）または、「（受託開始日から）全ての契約書」と「直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる資料（コピー可）」	<ul style="list-style-type: none"> 調整指数番号10の加点には復職が必要です。証明書等の提出により、復職日が確認できた時点以降で直近の利用調整会議から加点になります。 過去に利用がある場合も、必要書類を提出してください。 廃園・認可移行等の施設状況の変更により、託児先施設への継続通園が困難になる場合も、必要書類をご提出ください。
③ ベビーシッター（東京都等に届出ている事業者に限る。）		
④ 認可外保育施設等（行政自治体に届出ている施設に限る。）		
⑤ 幼稚園を除く一時保育（東京都等に届出ている施設に限る。）		

(2) 転入予定の方

必要書類	補足
転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書（写し）等	狛江市内の祖父母宅に引っ越す等の場合には、「同居予定申立書」（市様式あり）をご提出ください。

(3) 令和5年1月1日に狛江市に住民票のない方

必要書類	説明
令和5年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書	令和5年度課税証明書は、令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入によって決まり、令和5年1月1日に住民票を登録していた自治体で取得できます。

(4) 育児休業期間延長を理由とした申請の方（転入予定のない市外住民の方は提出できません）

必要書類	説明
「令和6年度入所の審査に関する同意書」	同意書を提出された場合、提出されていない児童より利用調整順位を下位にします。入所申込をした施設に空きが生じ、上位順位に入所希望者がいなかった場合、入所内定を出すことがあります。

(5) 保育士資格を有しており、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している方（新規入所申請の方のみ）

必要書類	説明
保育士証の写し	就労証明書の内容と併せて拝見します。育児休業中であっても、ご提出ください。

①入園の申請の場合、まずは右のQRコードより専用サイトにアクセスして仮申請を行ってください。仮申請をされると仮申請番号が配信されますので、そちらを申請書にご記載ください。仮申請番号がない場合、受付できません。市HP (<https://www.city.komae.tokyo.jp/>) から専用サイトへアクセスできます。(ホーム>子育て・学び>保育園・幼稚園>保護者様向け(保育園))



※仮申請番号は、児童1人ごとに必要です。(出産予定の方を含む。転入予定の方は不要。)

児童2人以上でお申込みの場合は、児童ごとに仮申請番号を取得してください。

※窓口提出の場合でも、仮申請番号が必要です。

②申請書類を揃えて、原則郵送にて下記までご提出ください。

※転入予定の方は、お住まいの自治体へご提出ください。郵送受付の可否についてはお住まいの自治体へご確認ください。

△注意事項：仮申請はあくまでも番号を配信するためのものです。申請書類を期日までにご提出されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。ご注意ください。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご連絡ください。

郵送申込の書類送付先

〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5 狛江市児童育成課幼児教育・保育係

※必ず特定記録郵便で送付してください。郵送料はご自身でご負担ください。

3 申込みから入園までの流れ

(1) 仮申請・申込み

入園申込書や添付書類に基づき、保育の必要性の認定をします。

※7～9ページの申込方法・提出書類を十分にご確認のうえ、余裕を持ってお申込みください。

① 市内にお住まいの方

市内の保育施設申込み	市外の保育施設申込み
<p><新年度申込み> 新年度4月1日入園については、表紙に記載のとおり、一斉受付を行います。 ※締切日後に出産予定で、生後57日目からの保育施設を希望する方も同じ受付期間です。</p> <p><年度途中申込み> 目次のページの各月の申込受付期間内にお申込みください。</p>	<p>申込締切日は狛江市とは異なります。希望保育施設の所在地の自治体に申込時期・必要書類等を確認し、当該自治体の締切日の約1週間前には、狛江市児童育成課幼児教育・保育係まで申込みをしてください。</p> <p>※転出後に、転出先の自治体へ再度入園の申込みが必要です。</p>

② 市外にお住まいの方

狛江市内の保育施設申込み
<p>狛江市の締切日に間に合うように余裕を持って、申込日現在で住民票がある自治体へ必要書類をご提出ください。申込書は、原則、狛江市のものをお使いいただきますが、狛江市の申込書の入手が困難な場合は、お住まいの市区町村のものでも結構です。 ※転入後に再度、狛江市の書式で狛江市児童育成課幼児教育・保育係へ申込みが必要です。</p>

(2) 利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により（28～31ページ）、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。

(3) 結果通知

下記のとおり、お知らせします。

ただし、市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定	入園保留
<p><新年度> 内定通知書を発送します。 ※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。</p> <p><年度途中> 利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。</p>	<p>初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。） 申込書の有効期限は令和7年3月1日付け入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。令和7年度の申込みは別途必要です。</p>

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

令和6年度入所申込後に、令和5年度入所の内定が出て、かつ内定を受ける場合、令和6年度の申込自体が無効となります。入園した園からの転園を希望される場合は、入所申請期間内に別途、転園のお申込みが必要です。

(4) 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

(5) 入園

入園当初は、約7～14日間程度の慣らし保育期間があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようになるものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

入園後に必要となる書類

(1) 令和6年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書 ※年度にご注意ください。

令和6年1月1日時点で狛江市に住民票のない方が対象です。

両親分必要です。令和6年7月中旬頃に提出していただく予定です。

※利用者負担額（保育料）等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。

(2) 復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。

(3) 就労証明書・・・求職期間中及び勤務内定期間中に入園となった場合は必要です。

4 保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの間で必要な期間となります。ただし、以下の場合は実施期間が異なります（期間が限定されます）。

引き続き継続通園を希望される方は、就労証明書等を提出していただく必要があります。

- (1) 求 職 中 の 方・・・保育実施開始日から2か月以内
- (2) 母 親 の 出 産・・・出産予定月及びその前後2か月の5か月以内
- (3) 就 労 内 定 の 方・・・保育実施開始日から1か月以内

5 保育時間

保育施設は月曜日から土曜日まで（一部、金曜日まで）開所しています（日曜日・祝日・年末年始はお休みです）。保育施設の開園時間及び年齢ごとの保育時間は、保育施設により異なります。詳しくは下表をご覧ください。お子さんの保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して開園時間の範囲内で決められますので、入園後に施設長にご相談ください。

また、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにする慣らし保育があります。詳しくは 11 ページをご覧ください。

保育園等名	保 育 時 間						
	7:15~ 8:00	8:00~ 8:30	8:30~17:00	17:00~ 17:30	17:30~ 18:15	18:15~19:15（延長保育）	
市立保育園 （4園共通）	満1歳から 利用可	満10か月 から利用可	全園児利用可	満10か月 から利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の翌月1日 から利用可	
多摩川保育園	7:00~18:00					18:00~19:00 ※土曜日は18:00~18:30 （延長保育）	
	全園児利用可					満10か月から利用可	
狛江保育園	7:30~8:30 満1歳から利用可	8:30~17:00 全園児利用可	17:00~18:30 満1歳から利用可	/			
狛江子どもの家	7:15~18:15 全園児利用可						
虹のひかり保育園	7:15~18:15					18:15~20:15（延長保育） ※土曜日は18:15~19:15	
	全園児利用可					満1歳の翌月1日から利用可	
ぎんきょう保育園	7:15~18:15					18:15~ 19:15 （延長保育）	19:15~ 20:15 ※土曜日なし （延長保育）
	全園児利用可					全園児 利用可	1歳児クラスか ら利用可

東野川保育園 みんなの家	7:00~18:00		18:00~21:00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可
ベネッセ狛江南 保育園	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可
めぐみの森保育園	7:15~18:15		18:15~20:15 ※土曜日は18:15~19:15 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可
いずみ保育園	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳3か月の 翌月1日から利用可
グローバルキッズ 狛江園	7:00~18:00		18:01~20:00 (延長保育)
	全園児利用可		全園児利用可
アスク岩戸北 保育園	7:15~18:15		18:15~20:15 (延長保育)
	全園児利用可		全園児利用可
狛江ちとせ保育園	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可 ※土曜日なし
駒井町 みんなの家	7:00~7:30 (延長保育)	7:30~18:30	18:30~20:30 (延長保育)
	満1歳の翌月1日から利用可	全園児利用可	満1歳の翌月1日から利用可
いずみの森 保育園	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育)
	全園児利用可		全園児利用可
木下の保育園 元和泉	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育) ※土曜日なし
	全園児利用可		1歳児クラスから利用可
木下の保育園 岩戸北	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育) ※土曜日なし
	全園児利用可		1歳児クラス以上かつ 満1歳3か月から利用可
バイオニアキッズ 西野川園	7:00~18:00		18:00~20:00 (延長保育) ※土曜日なし
	全園児利用可 (短時間利用児 (幼稚園部分) 9:00~14:00)		全園児利用可
さつき家庭保育室	8:00~18:00		/
	全園児利用可		

一の橋 赤ちゃんの家	7:00~7:30 (延長保育)	7:30~18:30	18:30~20:30 (延長保育)
	満1歳の翌月1日から利用可	全園児利用可	満1歳の翌月1日から利用可
フレンドキッズ ランドこまえ	7:00~18:00		18:00~19:00 (延長保育)
	全園児利用可		※土曜日なし
狛江すずらん 保育園	7:00~18:00		18:00~19:00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可
ヤクルト狛江 あいあい保育園	7:30~18:30		
	全園児利用可		

6 延長保育

通常の開園時間までにお迎えが間に合わない世帯を対象に、1~3時間の延長保育を実施している施設があります。延長保育の実施施設と詳細は下記のとおりです。

※延長保育は定員制のため、希望しても利用できない場合がありますのでご了承ください。

(1) 申込み手続きについて

延長保育を希望する場合は、入園とは別に各保育施設にて申込みが必要です。
申込みに必要な申請書は、各保育施設にあります。

(2) 延長保育料について

延長保育の利用には、通常の利用者負担額とは別に延長保育料がかかります。
延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。別途お支払が必要です。
なお、市区町村民税非課税世帯の場合は免除又は一部免除制度があります。

(3) 実施施設の詳細

下の表にある「補食」はおにぎり程度を表していますが、具体的な献立など食事に関する内容は、直接施設にご確認ください。

市立保育園 (4園)

18:15~19:15 (満1歳3か月の翌月1日から)

延長保育料は3,000円/月、スポット延長保育料は500円/日です。

多摩川保育園

18:00~19:00 (満10か月から) ※土曜日は18:00~18:30

延長保育料は3,500円/月、スポット延長保育料は700円/日です。

虹のひかり保育園

18:15~20:15 (満1歳の翌月1日から) ※土曜日は18:15~19:15

区分	18:15~19:15 (1時間)	18:15~20:15 (2時間)
延長保育料	3,000円/月 (500円/日)	6,000円/月 (1,000円/日)
食事代	なし (おやつ程度提供)	100円/1食 (補食)

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により1,000円~2,500円がかかります。

ぎんきょう保育園

18：15～20：15（0歳児クラスは19：15まで）※土曜日は全クラス19：15まで

区分	18：15～19：15（1時間）	18：15～20：15（2時間）
延長保育料	2,000円/月（300円/日）	4,000円/月（600円/日）
食事代	1,500円/月（200円/日）（補食）	6,000円/月（650円/日）（夕食）

東野川保育園みんなの家

18：00～21：00（満1歳の翌月1日から利用可）

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）	18：00～21：00（3時間）
延長保育料	2,500円/月（500円/日）	4,500円/月（1,000円/日）	6,000円/月（1,500円/日）
食事代	なし	3,000円/月（150円/日）（補食） 6,000円/月（300円/日）（夕食）	

ベネッセ狛江南保育園

18：00～20：00（満1歳の翌月1日から）

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	3,500円/月（350円/日）	7,000円/月（700円/日）
食事代	なし（補食提供）	200円/1食（夕食）

※閉園時間を過ぎた場合には、30分毎に一人1,000円がかかります。

めぐみの森保育園

18：15～20：15（満1歳の翌月1日から）※土曜日は18：15～19：15

区分	18：15～19：15（1時間）	18：15～20：15（2時間）
延長保育料	3,000円/月（500円/日）	6,000円/月（1,000円/日）
食事代	なし（おやつ程度提供）	100円/1食（補食）

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により1,000円～2,500円がかかります。

いずみ保育園

18：00～20：00（満1歳3か月の翌月1日から）

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	3,000円/月（500円/日）	6,000円/月（1,000円/日）
食事代	なし（おやつ程度提供）	100円/1食（補食）

※閉園時間を過ぎた場合には、30分毎に一人1,000円がかかります。

グローバルキッズ狛江園

18:01~20:00 (全年齢)

区分	18:01~19:00 (1時間)	18:01~20:00 (2時間)
延長保育料	2,500円/月 (補食含む) (10分あたり100円)	5,000円/月 (補食含む) (10分あたり100円)
食事代	(夕食) 4,000円/月 (300円/日) (補食) 200円/日	

アスク岩戸北保育園

18:15~20:15 (全年齢)

区分	18:15~19:15 (1時間)	18:15~20:15 (2時間)
延長保育料	3,500円/月 (350円/日)	6,000円/月 (600円/日)
食事代	夕食: 400円/1食 (補食は延長料金に含む)	

狛江ちとせ保育園

18:00~20:00 (満1歳の翌月1日から) ※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18:00~19:00 (1時間)	18:00~20:00 (2時間)
延長保育料	3,000円/月 (600円/日)	6,000円/月 (1,200円/日)
食事代	なし (補食提供)	220円/日 (夕食)

※閉園時間を過ぎた場合には、一律2,500円がかかります。

駒井町みんなの家

7:00~7:30/18:30~20:30 (満1歳の翌月1日から)

区分	7:00~7:30 (30分)	18:30~19:30 (1時間)	18:30~20:30 (2時間)
延長保育料	500円/日	2,500円/月 (500円/日)	4,500円/月 (1,000円/日)
食事代	なし	なし	3,000円/月 (150円/日) (補食) 6,000円/月 (300円/日) (夕食)

いずみの森保育園

18:00~20:00 (全年齢)

区分	18:00~18:30 (30分)	18:00~19:00 (60分)	18:00~19:30 (90分)	18:00~20:00 (120分)
延長保育料	2,000円/月 (250円/日)	4,000円/月 (500円/日)	6,000円/月 (750円/日)	8,000円/月 (1,000円/日)
食事代	なし (おやつ程度提供)		3,000円/月 (夕食)	

木下の保育園 元和泉

18：00～20：00（1歳児クラスから）※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	【月極利用】15分あたり625円／月額 【スポット利用】30分500円	
食事代	なし（おやつ程度提供）	4,000円／月（300円／日）（夕食）

木下の保育園 岩戸北

18：00～20：00（1歳児クラス以上かつ満1歳3か月から利用可）

※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	【月極利用】15分あたり625円／月額 【スポット利用】10分あたり100円	
食事代	なし（おやつ程度提供）	4,000円／月（300円／日）（夕食）

パイオニアキッズ西野川園

18：00～20：00（全年齢） ※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	3,500円／月（700円／日）	10,000円／月（2,000円／日）
食事代	なし（補食提供）	なし（夕食提供）

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により10分ごとに300円がかかります。

一の橋赤ちゃんの家

7：00～7：30／18：30～20：30（満1歳の翌月1日から）

区分	7：00～7：30 （30分）	18：30～19：30 （1時間）	18：30～20：30 （2時間）
延長保育料	500円／日	2,500円／月 （500円／日）	4,500円／月 （1,000円／日）
食事代	なし	なし	3,000円／月（150円／日）（補食） 6,000円／月（300円／日）（夕食）

フレンドキッズランドこまえ

18：00～19：00 ※土曜日は延長保育を行いません。

延長保育料は3,600円／月、スポット延長保育料は600円／日です。

粕江すずらん保育園

18：00～19：00（満1歳の翌月から利用可）

延長保育料は（上限）3,600円／月、スポット延長保育料は600円／日です。

7 利用者負担額（保育料）（0～2歳児クラス）

（1）利用者負担額の決定方法

利用者負担額は、市区町村民税所得割額により算定します。世帯の階層区分の認定は、児童の父母等の扶養義務者等の市区町村民税所得割額の合計額を、狛江市保育所利用者負担金基準額表に適用することにより行います。

短時間認定の利用者負担額は、国の基準どおり標準時間認定の98.3%の額としています。

※同居の祖父母が家計の主宰者と認められる場合、祖父母の市区町村民税所得割額により利用者負担額を算定します。

（2）多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯等への軽減

①多子世帯に対する軽減

		子どもの数		
就 小 学 学 後 校	 1人目			
	 2人目	 1人目		
未 就 学 児	 3人目 無料	 2人目 無料	 1人目 全額	
		 3人目 無料	 2人目 無料	
			 3人目 無料	

保護者と同一生計の子どもを対象に年齢の高い順に数えて、**第2子以降無料**となります（令和5年10月からの東京都の制度に基づきます）。

②ひとり親・障がい者世帯等に対する軽減

市区町村民税所得割課税額が77,100円以下のひとり親・障がい者世帯等は、同一生計の子どもの年齢に関わらず、**第1子半額、第2子以降無料**となります（国の制度に基づきます）。

※「ひとり親・障がい者世帯等」とは、母子（父子）世帯又は同一生計者に障害者手帳（身体・療育・精神等）が交付されている方、特別児童扶養手当を受給している方、障害年金を受給している方がいる世帯です。

（3）利用者負担額の切り替え時期

算定基準である市区町村民税所得割額は、毎年6月ごろに新年度の金額が決定するため、次のとおり利用者負担額の切り替えを行います。また、所得割額が不明の方には、申告又は課税証の提出をお願いすることになります。



(4) 利用者負担額等のお支払

①認可保育園に通園されている方

利用者負担額・延長保育料（市立保育園）のお支払は、原則として指定の口座から自動的に引落としとなる口座振替での市へのお支払となります（私立保育園の延長保育料は各園へのお支払となります）。手続きがお済みでない方は、次のとおり手続きをお願いします。なお、ご事情により納付書払いを希望される方は、お手数ですが、狛江市児童育成課幼児教育・保育係へお問い合わせください。

申込み手順

◀口座振替依頼書▶

児童育成課にて配布している口座振替依頼書に記入し、印鑑・通帳をお持ちになって、ご指定いただく金融機関の本支店の窓口でお申込みください。

※ただし、PayPay 銀行にて口座自動振替を希望する場合は、お申込み方法を銀行 HP 等でご確認ください。児童育成課にてお申込み受付はできません。

◀Web 口座振替受付サービス▶詳細は次ページをご覧ください。

取扱金融機関（口座振替依頼書の場合。Web 受付の対応金融機関については次頁。）

みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな・きらぼし・横浜・山梨中央・PayPay 銀行の各本支店

川崎・さわやか・西武・城南・昭和・多摩信用金庫の各本支店

東京都内の農業協同組合・中央労働金庫の各本支店 ゆうちょ銀行

※狛江市役所のみずほ銀行窓口では、納付書払いはできますが口座登録はできません。

※三菱UFJ・三井住友・PayPay 銀行では、口座登録はできますが、納付書払いはできません。

※令和6年4月1日から、三井住友信託銀行では、口座登録及び納付書払いはできません。

口座振替開始月

申込手続きは、金融機関から申込書の市役所控えが市役所児童育成課に届いた時点で完了となります。金融機関によっては手続き完了までに3週間～1か月かかる場合がありますのでお早めにご手続きをお願いいたします。口座振替処理が間に合わない場合は、後日ご自宅あてに納付書をお送りいたしますので、金融機関等窓口でお支払ください。

口座振替日

振替日（納期限）は、各月の末日（市立保育園のスポット延長保育料は利用月の翌月末日）です。なお、12月のみ25日となりますので、ご注意ください。振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日になります。

②認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に通園されている方

利用者負担額・延長保育料は施設が指定する方法で、施設にお支払いただきます。詳細は各施設にご確認ください。

利用者負担額や給食費のお支払は、口座振替をご利用ください。

Web 口座振替受付サービスについて

Web 口座振替受付サービスは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、保育料の納付にかかる口座振替（自動払込）の申込み手続きができるサービスです。市役所や金融機関の窓口に出向く必要がなく、「口座振替依頼書」のご記入や届出印なども不要です。



お手続き詳細は左のバーコードから狛江市HPをご覧ください。

お手続き可能な金融機関

- ・みずほ銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行

申し込みに必要なもの

- ・保育所等利用結果通知書（入所する予定の施設が公立か私立かどうかをご確認ください。）
- ・上記金融機関の支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・納付義務者・口座名義人情報（電話番号、メールアドレス等）が確認できるもの
- ・各金融機関によって、申込みの際に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、口座名義人の生年月日等）が異なります。

サービス利用可能時間や各金融機関の利用対象者など詳細については上記バーコードより市HPをご覧ください。

お手続きの流れ

1

基本情報入力



口座名義人もしくは納税者・納付義務者の氏名やメールアドレスの入力をします。

2

税・料金情報入力



口座振替・自動払込を申し込む税・料金の情報を入力します。

3

メール受信



入力したメールアドレスに口座情報入力サイトのURLとパスワードのメールが2週届きます。

4

口座情報入力



サイトにログイン後、口座情報を入力いただけます。

金融機関へ
遷移

5

登録完了



正常に完了しましたら、登録完了メールをご登録いただいたメールアドレスに届きます。

(5) 利用者負担額の減免制度

利用者負担額の納入が困難となった場合(①～⑧に該当)には、減免の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

- ① 世帯の収入額が生活保護法による生活保護基準に満たなくなったとき。
- ② 地方税法第15条又は狛江市税条例等において、市町村民税の徴収を猶予されたとき又は納期限を延長されたとき。
- ③ 地方税法第323条の規定により、市町村民税が均等割以下に減額されたとき。
- ④ 前年の所得金額の10分の1を超える額の被害を被る災害を受けたとき。
- ⑤ 前年の所得金額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等により補填される金額を除く)を支出したとき。
- ⑥ 稼働能力のない世帯員の増加(育児休業等)による利用者負担額の納入困難又は主たる稼働者の失業により世帯を分離したとき。
- ⑦ 婚姻歴のないひとり親家庭等であるとき。
- ⑧ 世帯の直近3か月の平均収入月額(賞与等を除く)が前年の平均収入月額(賞与等を除く)の8割に満たないと認められたとき。

(6) 利用者負担額等の滞納処分

過去5年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただいたからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。

入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

(7) その他注意事項

毎月1日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いいただきます(利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても1か月分の利用者負担額をお支払いいただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いいただきます)。

令和5年度及び令和6年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

狛江市保育所利用者負担金基準額表（3号認定）

（単位：円）

		標準時間利用者負担基準額 （月額）	短時間利用者負担基準額 （月額）
階層区分	定義	2歳児以下	2歳児以下
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	0	0
C1	市区町村民税均等割のみの世帯	3,200 (1,600)	3,100 (1,550)
C2	市区町村民税所得割10,000円未満の世帯	3,900 (1,950)	3,800 (1,900)
C3	市区町村民税所得割10,000円以上 48,000円未満の世帯	4,700 (2,350)	4,600 (2,300)
D1	市区町村民税所得割48,000円以上 51,000円未満の世帯	6,600 (3,300)	6,400 (3,200)
D2	市区町村民税所得割51,000円以上 59,000円未満の世帯	8,200 (4,100)	8,000 (4,000)
D3	市区町村民税所得割59,000円以上 68,000円未満の世帯	10,400 (5,200)	10,200 (5,100)
D4	市区町村民税所得割68,000円以上 81,000円未満の世帯	12,800 (6,400)	12,500 (6,250)
D5	市区町村民税所得割81,000円以上 95,000円未満の世帯	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)
D6	市区町村民税所得割95,000円以上 105,000円未満の世帯	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)
D7	市区町村民税所得割105,000円以上 120,000円未満の世帯	18,800 (9,400)	18,400 (9,200)
D8	市区町村民税所得割120,000円以上 135,000円未満の世帯	22,800 (11,400)	22,400 (11,200)
D9	市区町村民税所得割135,000円以上 150,000円未満の世帯	28,600 (14,300)	28,100 (14,050)
D10	市区町村民税所得割150,000円以上 170,000円未満の世帯	33,000 (16,500)	32,400 (16,200)
D11	市区町村民税所得割170,000円以上 190,000円未満の世帯	36,500 (18,250)	35,800 (17,900)
D12	市区町村民税所得割190,000円以上 210,000円未満の世帯	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)
D13	市区町村民税所得割210,000円以上 230,000円未満の世帯	41,300 (20,650)	40,500 (20,250)
D14	市区町村民税所得割230,000円以上 250,000円未満の世帯	43,400 (21,700)	42,600 (21,300)
D15	市区町村民税所得割250,000円以上 270,000円未満の世帯	45,400 (22,700)	44,600 (22,300)
D16	市区町村民税所得割270,000円以上 290,000円未満の世帯	47,200 (23,600)	46,300 (23,150)
D17	市区町村民税所得割290,000円以上 310,000円未満の世帯	49,200 (24,600)	48,300 (24,150)
D18	市区町村民税所得割310,000円以上 350,000円未満の世帯	50,800 (25,400)	49,900 (24,950)
D19	市区町村民税所得割350,000円以上 390,000円未満の世帯	52,400 (26,200)	51,500 (25,750)
D20	市区町村民税所得割390,000円以上 430,000円未満の世帯	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)
D21	市区町村民税所得割430,000円以上 470,000円未満の世帯	55,600 (27,800)	54,600 (27,300)
D22	市区町村民税所得割470,000円以上 510,000円未満の世帯	57,600 (28,800)	56,600 (28,300)
D23	市区町村民税所得割510,000円以上の世帯	59,600 (29,800)	58,500 (29,250)

A階層を除き当該年度分（前年度分）の市区町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯

※表中の市区町村民税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

※4～8月は前年度分、9～3月は当該年度分の市区町村民税を算定に使用します。

※（ ）内は、P18（2）②記載の第1子半額が適用となる場合の金額です。

8 認可保育施設の幼児教育・保育の無償化【国による制度】

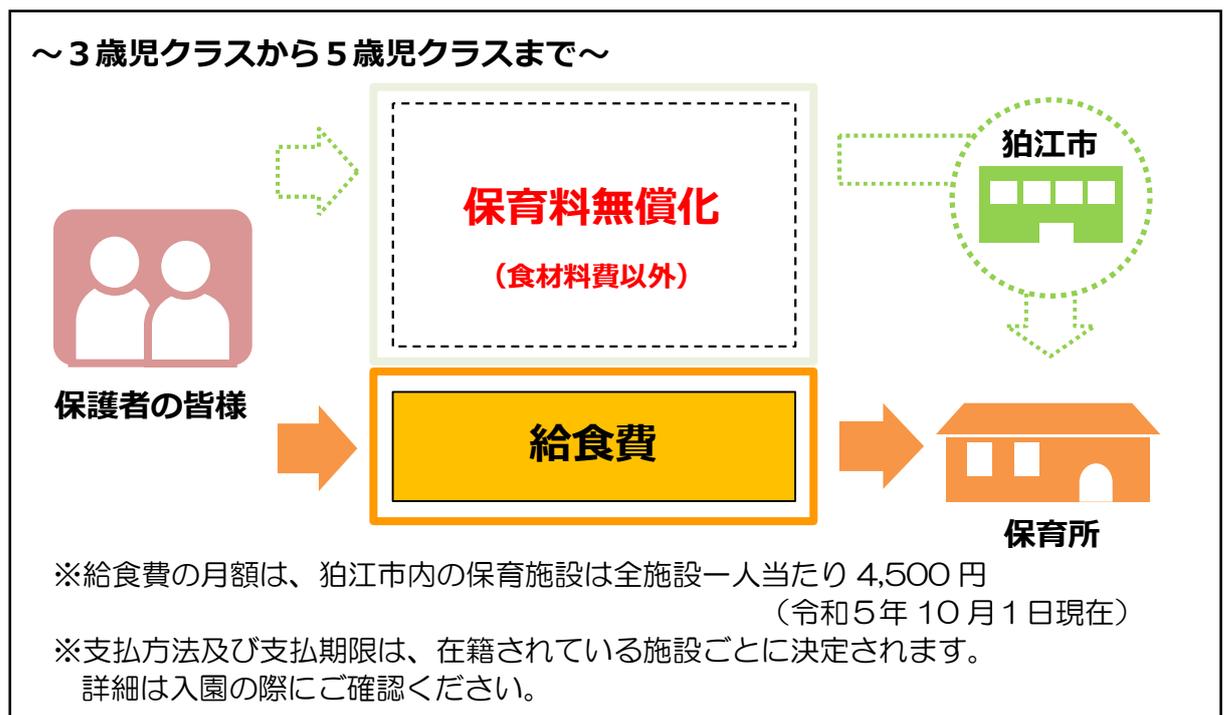
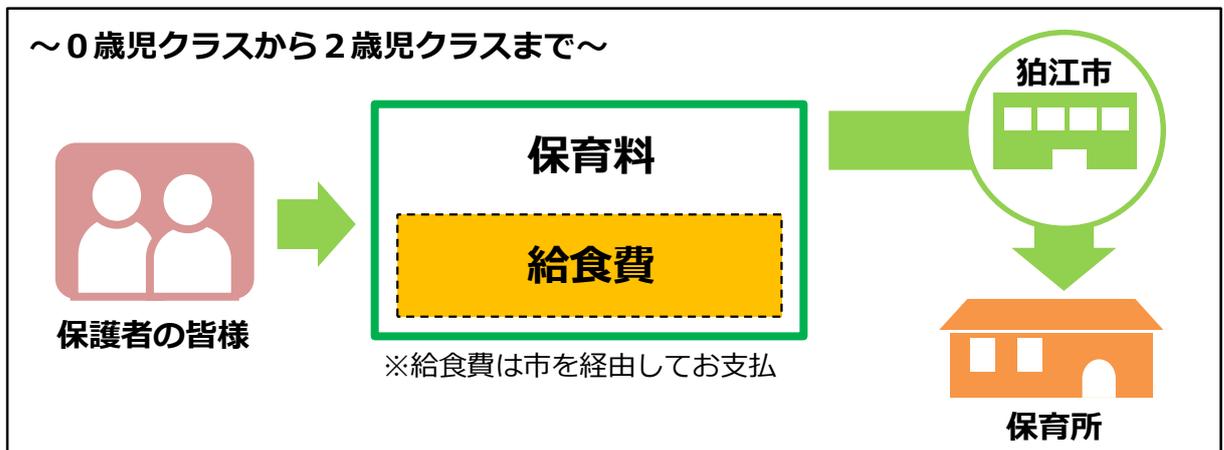
(1) 利用者負担額の無償化

令和元年10月1日から国による幼児教育・保育の無償化に伴い、以下の対象者の利用者負担額は無償となります。

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども
 - ② 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯の子ども
- ただし、給食費や行事費、延長保育料等はお支払いただきます。

(2) 給食費

給食費は利用者負担額の一部として保護者の皆様に負担していただいておりますが、3歳児クラスから5歳児クラスまでは利用者負担額が無償となるため、給食費のみお支払していただく必要があります。



給食費の免除

①国制度による免除

以下のいずれかに該当する方は国制度により免除となります。対象の方には、狛江市から通知をお送りします。

(1) 世帯年収 360 万円未満程度の世帯（市区町村民税所得割課税額 57,700 円未満※）

※ひとり親世帯、生活保護世帯等は 77,100 円以下

※4～8月分は前年度の、9～3月分は当該年度の市区町村民税所得割課税額により免除対象者を決定します。

(2) 保育施設等を利用する就学前の最年長を第1子と数えた場合の第3子以降

②狛江市による独自補助

狛江市の独自補助として、以下の方の給食費について補助を行います。償還払い方式による補助となりますので、対象の方も、毎月給食費を在籍の施設へお支払ください。補助金申請の手続き方法については、秋頃にご案内いたします。

(1) 子どもの年齢を問わず第3子以降（国制度による免除者を除く）

4,500 円補助

(2) 就学後の子どもがおらず、就学前の最年長を第1子と数えた場合の第2子

2,250 円補助

※施設で徴収される給食費が補助額未満の場合、実費負担の範囲内の補助となります。

※市外の保育施設の給食費については、上記と異なる場合があります。

		子どもの数				
就 小 学 学 後 校	 1人目					
	 2人目		 1人目			
未 就 学 児	 3人目	4,500円 補助	 2人目	 1人目		
			 3人目	4,500円 補助	 2人目	2,250円 補助
					 3人目	4,500円 補助

給食費に関するお願い

- ・国制度による免除の決定には、世帯の市区町村民税課税状況を確認する必要があります。年度の途中において世帯の課税状況が変更となった際は、市窓口までお申し出ください。
- ・給食費は、該当月の1日に在籍していれば、その月の休園日数等に関わらず全額をお支払いただきます。日割り計算は行いません。
- ・土曜保育の利用の有無によって金額を変更することなく、全額をお支払いただきます。
- ・食物アレルギーに伴う除去対応児童も、該当月の1日に在籍していれば、除去食物の多寡にかかわらず、全額をお支払いただきます。
- ・ただし、以下の場合は給食費が免除となりますので、該当する場合は在籍施設へご相談ください。

- (1) 食物アレルギーに伴い、その月の給食を一切提供せず、ご自宅からお弁当等を持参することを1か月前までに在籍施設へご相談された場合
- (2) 月単位の休園について、その月の給食を一切提供せず、休園日の1か月前までに在籍施設へご相談された場合

9 入園後のお願い

(1) 届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課幼児教育・保育係に届け出てください。

- ① 保育施設を辞めるとき
- ② 市外へ転出するとき（**引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。**）
- ③ お子さんの病気やケガにより保育施設を1か月以上休むと見込まれるとき（休園が認められる期間は原則2か月です。休園中でも利用者負担額は通常通りかかります。）
- ④ 保護者が退職や転職したとき
- ⑤ 市内転居・氏名変更・その他出産や退職等家族状況に変化があったとき

(2) 転園申込みについて

転園を希望する方は、転園申込書を児童育成課幼児教育・保育係に提出してください。なお、年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。また、**転園が内定した場合、内定の辞退はできませんので、ご注意ください。**入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。**内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。**

(3) 育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、1年を超える翌年度の4月末までは継続して通園することができます。例えば令和6年6月1日に出産された場合は、令和7年5月31日に1年を迎えますので、令和8年の4月末まで継続して通園することができます。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

下子の誕生日	R4.4.2～R5.4.1	R5.4.2～R6.4.1	R6.4.2～R7.4.1
通園可能な期間	R6.4.30まで（R6年度）	R7.4.30まで（R7年度）	R8.4.30まで（R8年度）

- ※1 上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月1日までに復職することが必要です。
- ※2 保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合は、短時間認定への切り替え申請が必要です。（次ページ記載の※3の書類をご提出ください。）

- ※3 育児休業開始前までに、①子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書、②就労証明書、③利用者負担額減免申請書（0～2歳児クラス）をご提出ください。
市のHP（<https://www.city.komae.tokyo.jp/>）からダウンロードすることができます。（ホーム>暮らしのガイド>申請書ダウンロード>子ども）

（4）継続審査について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年1回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

また、利用者負担額等の算定のため、前年度分の市区町村民税課税非課税証明書を提出していただく場合があります。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となる場合があります。

10 その他

（1）障がい児統合保育について

- ・私立保育園にて受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。
- ・公立保育園では、集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。

（2）アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

（3）医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。

[入園申込までの保護者が行う手続きの大まかな流れ]

<4月入園を希望する場合の参考例>

前年度6月まで：市への事前相談・入所希望園への施設見学

前年度7～8月：保育施設における医療的ケアの申込み

前年度9～10月：医療的ケア実施可否の結果確認

前年度11月頃：保育施設の入園申込み

前年度1月頃：申込結果の確認

(4) 一時預かりについて

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは、各お問い合わせ先にご連絡ください。
＜実施施設（令和6年4月1日現在）＞※狛江市民のみ利用可能です。

- ①駄倉保育園：満2歳から就学前までの健康で集団保育が可能な幼児
（一時保育専用ダイヤル090-3239-9083）
- ②虹のひかり保育園：生後57日目から2歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（一時保育専用ダイヤル090-2910-7081）
- ③めぐみの森保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（一時保育専用ダイヤル070-5088-3568）
- ④狛江保育園：当該年度4月1日時点で満2歳から就学前の健康で集団保育が可能な幼児（問い合わせ先 03-3480-0069）
- ⑤いずみ保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（問い合わせ先 03-3480-0598）
- ⑥東野川保育園みんなの家：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（問い合わせ先 03-3430-8778）
- ⑦狛江ちとせ保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（問い合わせ先 090-6723-1029）
- ⑧認証保育所3園：認証保育所では、在籍児童の状況等に応じて一時保育を実施しています。状況によって実施していない場合もありますので、34ページを参照のうえ各施設へ直接お問い合わせください。
- ⑨家庭福祉員宅：生後57日目から3歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（問い合わせ先 子ども家庭支援センター 03-5438-6605）

※④狛江保育園、⑧認証保育所3園、⑨家庭福祉員宅の利用に係る資料は児童育成課にて配布しておりませんので、直接施設にお問い合わせください。

(5) 宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

(6) 病児保育について

お子さんが風邪や下痢などで保育施設に通園できないときにお子さんをお預かりする「狛江すこやか病児保育室」（野澤医院内）があります。詳しくは子ども政策課企画支援係で配布している別冊の子育てガイドブックに掲載しています。

☆狛江市立保育園育児相談と保育体験のご案内☆

狛江市立保育園では狛江市在住の方を対象に「育児相談」、「保育体験」を実施しています。詳しくは各市立保育園へお問い合わせください。

育児相談 経験豊富な保育士が育児に関するご相談をお受けいたします。

保育体験 親子で保育園の体験をしませんか。1食180円で給食も体験できます。

（食物アレルギー児を除く）

保育所等利用調整基準指数表

実施基準番号	類型	細目	状況	基準
				指数
1	労働	外勤 在宅勤務 居宅外自営 居宅内自営	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8
2	内職	内職	週4日以上、日中週30時間以上の就労を常態	10
			週3日以上、日中週12時間以上の就労を常態	8
3	不存在	不存在	死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚	25
		別居	離婚を前提とした別居	20
4	出産 疾病 障がい	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合	15
		入院	1月以上の入院	25
		居宅内 療養	常時病臥・感染症	25
			精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	25
			精神性の疾病で上記以外の程度	18
			上記以外の疾病で安静を要する状態	18
		障がい	上記以外の疾病で通院加療を要する状態	15
			身体障害者手帳2級（内部・聴覚3級）以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳所持、要介護1以上	25
身体障害者手帳3・4級、要支援	18			
		身体障害者手帳5級以下	10	
5	介護	居宅外 介護	週5日以上、日中週30時間以上の付添い・居宅外介護	21
			週4日以上、日中週20時間以上の付添い・居宅外介護	15
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護	10
		居宅内 介護	重度心身障害者等の全介護（特別な介護及び医療行為等を要する又は著しい問題行動等のため常時目が離せず、日中全く保育に当たれない場合）	21
			常時観察（知的障がい・精神性疾病・認知症等の見守りを含む。）と介護（食事・排せつ・入浴等）を必要とする場合	15
		上記以外の場合	8	
6	災害		火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合（発生から6月以内とする。）	25
7	その他	就学等	日中、学校等への就学又は通所のために保育に当たることができない場合	※①
		求職	求職活動のため、日中外出を常態	5
			上記のほか、市長が明らかに保育を必要と認める場合	※②

備考

- 1 保護者の状況について提出された証明書等から確認し、本表より保育所等利用調整基準指数を求め。 (基準指数は、保護者それぞれ前ページのどれかひとつにしか当てはまりません。)
- 2 ※①は、外勤の基準指数を準用する。
- 3 ※②は、実施基準番号1から7までを準用する。
- 4 就労時間には、通勤時間は含まず、休憩時間は含む。
- 5 居宅外自営とは、自営であって、居宅と仕事場の住所が異なる場合をいう。
- 6 居宅内自営とは、居宅において事業に従事していることをいう。ただし、事務所が居宅であっても、就労場所が居宅外であれば居宅外自営とみなす。
- 7 内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。その収入が生計に占める割合が大きいときは自営と判断する。
- 8 勤務日数及び時間が変則的な場合は、1月の日数等から平均するなどして1週間当たりの日数等を求める。
- 9 離婚は、家庭裁判所において離婚調停中の場合を含む。
- 10 離婚を前提とした別居は、住民基本台帳法の規定上、児童の保護者がその配偶者と同居所となっている場合は、原則として含まない。
- 11 入院とは、1月以上入院している場合又は入院が決定している場合をいう。ただし、1月未満でも、他に児童を保育する手段のない場合を含む。
- 12 精神性の疾病とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療が適用される程度の症状の場合をいう。
- 13 常時病臥(が)とは、現に常時病床に伏しており、将来もおおむね1月以上その状態が継続することが明らかな場合をいう。
- 14 感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。
- 15 安静を要するとは、医師等がおおむね1月以上の自宅療養を認めた場合をいう。
- 16 通院加療を要するとは、医師等がおおむね1月以上の通院加療及びそれによる日常生活又は社会活動上の制限が必要と認めた場合をいう。
- 17 要介護1以上及び要支援とは、介護保険法に基づく要介護等認定でそれぞれ認定されていることをいう。認定期間が過ぎているものは含まない。
- 18 居宅外介護とは、入院の付添い(完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合等)及び通院、施設等への通所の付添い又は同居家族以外の者の介護に1日4時間、週3日以上あたっている場合をいう。ただし、付添い又は介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 19 居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対して、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 20 学校等とは、学校教育法に定める学校、国、東京都若しくは市町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設及び就労若しくは事業開始に必要な資格又は技能の習得のための専門学校とする。
- 21 前各項に定めるほか、保育の実施基準の解釈については、利用調整会議において審議する。

調整指数表

調整指数番号	条件	詳細	調整指数
1	父母がいない場合又はひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいない場合	生活保護世帯	20
2		市民税非課税世帯	18
3		上記以外の場合	15
4	ひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいる場合		10
5	生活保護世帯（ひとり親世帯を除く。）		13
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		2
7	同居親族等（20歳以上65歳未満）が無職で、補完的に保育を行える場合（ひとり親世帯を除く。）		-3
8	該当する実施基準番号に応じた理由により、保護者のいずれかが入所希望日時点において単身赴任又は別居している場合（離婚を前提とするもの、家庭内暴力等による別居は除く。）		2
9	市外からの転入（予定）者で、遠距離のため申込児が前住所地の認可保育所、認定こども園（幼稚園枠除く。）又は地域型保育事業施設に通所が困難になった場合		2
10	既に託児を開始している者（育児休業取得中、求職中及び復職予定を除き、託児時間等が週3日以上週12時間以上の場合に限る。）	申込児を認可外保育施設（家庭的保育事業を行う施設を含む。）、一時保育（幼稚園除く。）又はベビーシッター等（東京都等に届け出て運営している施設等に限る。）に有償で託児を開始している場合	3
11		申込児が幼稚園に在園している場合	1
12	調整指数番号9から11まで又は22のいずれかに該当し、廃園・認可移行等の施設の状態の変更により、施設への継続通所が不可能になる場合（退園する月の翌月以降の入所について適用する。）		1
13	申込児が中程度以下の障がいがあり、身体障害者手帳又は療育手帳を有している場合		3
14	申込児が入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		4
15	申込児が調整指数番号10に該当し、入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		1
16	入所の申込時に利用者負担額等の滞納がある場合		-5
17	保護者が疾病又は障がい（実施基準番号1、2、5、6又は7（求職を除く。）に適用する。）を有する場合	身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳所持者又は要介護認定（要支援を含む。）を受けている場合	4
18		東京都が指定する難病又は精神性の疾患である場合	4
19		身体障害者手帳5級以下所持者又は上記以外の通院加療中の疾患があり、保育に著しく負担がかかる場合	2
20	実施基準番号1、2、5又は7がそれぞれ重複しており、就労、介護、就学又は求職の時間が制限されている場合（実施基準番号1及び2は重複とみなさない。）		3
21	保育士資格を有しており、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している場合（実施基準番号1に該当し、かつ、新規入所申請の場合に限る。）		2
22	申込児が調整指数番号10及び21に該当する場合		3
23	就労内定者（入所日の翌月1日までに就業を開始する場合に限る。）		-1
24	就学中の者（実施基準番号7に該当する場合に限る。）		-2
25	入所内定を辞退した者		-3

備考

- 調整指数は、事実を確認するために必要な書類が提出されない場合、適用しないことがある。
- 上記以外に児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- 調整指数番号1から16まで、21、22及び25に該当する場合は、世帯の利用調整基準指数を増減させる。
- 調整指数番号17から20まで、23及び24までに該当する場合は、保護者の利用調整基準指数を増減させる。
- 調整指数番号1から5までに該当する場合は、いずれかの調整指数を適用する。
- 調整指数番号10から12までは、各入所申込受付期間の終了日までに該当した場合において、当該入所希望日の調整指数として適用する。
- 調整指数番号9又は11に該当する場合で14に該当するときは、14を適用する。
- 調整指数番号10に該当する場合は、14を適用しない。

- 9 調整指数番号 10 の一時保育は、入所申込日の一ヶ月以上前から利用している場合にのみ適用する。
- 10 調整指数番号 17 から 19 までに該当する場合は、それぞれにおいていずれかの調整指数を適用する。

以下、保護者が保育士として従事している場合の備考

- 11 調整指数番号 21 に該当する見込みであっても、入所日時点で加点要件を満たさなかった場合は、入所を取り消す。
- 12 調整指数番号 21 に該当し、かつ各入所申込受付期間の終了日までに就労内定の状態である場合は、23 を適用する。
- 13 調整指数番号 10 及び 21 に該当する場合は、22 を適用する。ただし 10、15 及び 21 に該当する場合は全ての指数を適用する。
- 14 調整指数番号 14 及び 21 に該当する場合は、全ての指数を適用する。

新年度入園の利用調整の順番

新年度入園においては、下記の（１）から（４）の順に利用調整を行います。

- （１）狛江子どもの家に入園している児童（管外受託児童を除く。）が３歳児クラスで終了するにあたって、転園を希望する場合
- （２）地域型保育事業を利用する児童（事業所内保育事業の従業員枠及び管外受託児童を除く。）が、保育の実施期間が終了するにあたって保育所等への転園を希望する場合
- （３）別の保育所等に兄弟姉妹が入所している児童が当該保育所への転園を希望する場合
- （４）上記（１）から（３）のいずれにも該当しない場合
- ※ 狛江市教育・保育給付の認定に関する規則第３条第８号に該当する家庭の児童については、上記の順番によらず優先的に利用調整を行う場合があります。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第 1 段階	実施基準番号間の優先順位（3→4→1→5→2→6→7）
第 2 段階	申込児の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が既に希望保育園に入園している世帯
第 3 段階	申込児を認可外保育所その他に有償で託児している期間が長い世帯（認可保育園からの転園を除く。）※期間の開始日は受託開始日と復職日を比べ、新しい日付を採用する
第 4 段階	低所得世帯（市区町村民税額が低い世帯）

注意事項

- （１）必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。
- （２）各種証明書等の内容に記載漏れ及び疑問な点がある場合は、児童育成課幼児教育・保育係から勤務先等に直接確認をとらせていただくことがあります。

保育施設・事業の申込みについてよくある質問

Q1 12月～2月頃までに出産予定ですが、申込みはできますか？（4月入所利用調整）

A1 申込みは可能です。ただし、令和6年2月4日（日）以前の出生児で、生後57日目以降受入れ可能な保育施設に限り、新年度利用調整会議の対象となります。申込用紙の名前の欄は「出産予定」と、生年月日は予定日をご記入ください。出産後、狛江市児童育成課幼児教育・保育係までご連絡ください。実際の出産日が令和6年2月5日（月）以降になった場合、4月入園はできませんので、ご了承ください。

Q2 令和5年11月24日（金）までに申込みが間に合いませんでした。二次選考の申込みはできますか？（4月入園利用調整）

A2 二次募集はありません。締め切り後の入園申込みは令和6年5月1日入園以降の入園申込みとなります。目次下部の令和6年度年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧をご覧ください。

Q3 4月入園を希望しているのですが、窓口で申込みはできますか？

A3 4月入園の申込みは原則郵送にて受付いたします。FAXでの申込みは受け付けておりません。窓口での申込みが必要なご事情がある場合は、窓口受付時間内にご来庁ください。申込方法の詳細は、9ページをご覧ください。

Q4 利用調整は先着順ですか？何度も相談したり嘆願書を出したりすると有利ですか？

A4 先着順ではありません。また、相談の回数や嘆願書は利用調整に影響はありません。要件書類、資料のみで利用調整を行い、原則**利用調整指数の高い方から内定**します。

Q5 希望保育施設の記入欄で、希望順位によって利用調整上有利・不利はありますか？

A5 希望施設の数や順位によって、有利・不利になることはありません。通える範囲で通いたい順番に記入してください。なお、利用調整は、まず世帯の利用調整指数を決めて、指数の高い世帯から希望しているすべての保育施設の空き状況を見て、空きがある希望順位の高い保育施設から内定をしていく仕組みになっています。

Q6 育児休業を取得している場合でも入園ができますか？

A6 育児休業を取得している場合は、原則として入園の対象となりません。ただし、復職する月からの入園ができます。月の初日に復職する場合は、その前月からの入園の申込みができます。なお、復職後には復職証明書を提出していただきます。詳しくは6ページをご参照ください。

Q7 今仕事を探しているのですが、その場合でも申込みはできますか？

A7 現在仕事をしていなくても、仕事を探されている場合や子どもを保育施設に預けて働きたい場合は、入園の申込みができます。入園することが決まった場合は、保育施設に入園した日から2か月以内に仕事を始めていただく必要があります。

Q8 保育施設の見学はできますか？

A8 保育施設の見学を希望する場合は、事前に直接保育施設に連絡をして、日程調整のうえ見学してください。また、園庭開放等の機会を利用して保育施設で在園児と一緒に交流を持つこともできますので、ぜひご利用ください。園庭開放日は、広報こまえ毎月15日号でご案内します。

Q9 狛江市に転入する予定ですが、現時点で狛江市内の保育施設の申込みはどのように手続きすればいいですか？（4月入園利用調整）

A9 現在お住まいの市区町村で入園の申込みをしてください。申込書は、原則、狛江市のものをお使いいただきますが、狛江市の申込書が入手困難な場合は、お住まいの市区町村のものでも結構です。狛江市の締切日までに、その市区町村からの申込書が到着していることが必要です。転入予定の方は、申込書類の他に、狛江市に令和6年3月末までに転入することを証明できる書類（住居の賃貸借契約書、売買契約書等の写し）、令和5年度市区町村民税課税・非課税証明書を提出していただくと、狛江市民として利用調整を行うことができます。内定した場合は、令和6年3月中に転入手続と狛江市での申込みが済んでいれば入園できます。入園保留となった場合でも、転入後引き続き利用調整を希望する場合は、改めて狛江市での申込みが必要です。

Q10 狛江市から転出する予定ですが、現時点で転出先の保育施設に申込みをしたい場合、手続きはどのようにすればいいですか？

A10 狛江市で入園の申込みをしてください。申込書は転出先の市区町村が指定するものをお使いいただけます。転出先の市区町村の締切日までに、狛江市を経由して申込書が到着している必要があります。締切日、必要書類につきましては、各市区町村によって異なりますので、必ず転出先の市区町村にお問い合わせのうえ、締切日に余裕を持って申込みをしてください。

Q11 第1子が保育施設に在籍していますが、第2子出産時に育児休業を取得しました。第1子は在籍を継続できますか？

A11 出産後、第2子が満1歳になる年度の翌年度の4月末までは継続して通園することができます。詳しくは25ページをご参照ください。

Q12 入園の申込みをしましたが、入園保留となってしまいました。翌月以降も申込みが必要ですか？

A12 入園の申込みは年度内に限り有効です。新年度当初入園で申込んだ方は、その年度中の入園希望については、再申込みは必要ありません。例えば、令和6年度中に入園が保留のままの方が、令和7年4月以降も入園を希望される場合は、改めて令和7年度の申込みも必要となります。ご希望の保育施設に空きが生じた場合は、その都度、利用調整の対象となります。勤務の状況など変更がありましたら、その都度、就労証明書等を提出してください。

Q13 保育料はどのように決定しますか？

A13 8月以前分は前年度、9月以降分は当該年度の住民税の所得割額によって決定します。税の申告をしていない場合は、本来の所得額に応じた保育料よりも高額で決定する場合があります。保護者様の税の申告が済んでいるかよくご確認ください。

11 認可外保育施設

認可保育所以外にも、認証保育所等の認可外保育施設があります。申込み方法・空き状況等については、各施設へ直接ご確認ください。狛江市外の認証保育所等の認可外保育施設もご利用可能です。

★認証保育所（狛江市内）

東京都独自の設置基準を満たしており、都が認証している保育施設です。原則13時間以上の開所、0歳児からの入園が可能です。認可保育所と認可外保育施設を併用する「二重保育」の解消につながる他、これまでの認可保育所では応えきれなかった保育ニーズを、利用者がそれぞれの生活スタイルに合わせて選択できる施設です。市内には3施設あります。

※令和6年4月1日の予定情報です。今後、事業者の都合等により、変更となる場合があります。

施設名	所在地 電 話	定員及び 保育年齢	利用料		開所時間
			基本保育料（月 額）	その他	
木下の保育園 和泉多摩川	東和泉4-2-3 5438-3581	21名 0歳～2歳児	0歳児 55,000円～ 1歳児 54,000円～	入園料 25,000円 ※超過料金あり	月～土 7:00～20:00
木下の保育園 狛江	元和泉1-1-2 3430-0422	24名 0歳～2歳児	2歳児 53,000円～		月～土 7:30～20:30
【選考方法】木下の保育園の入園内定の選考は抽選となります。抽選結果のお問合せにつきましては、ご遠慮ください。					
一の橋こどもの家	岩戸南1-3-12 ミラドールーの橋1階 3430-7019	35名 0歳～5歳児	0歳児 43,000円～ 1歳児以上 40,000円～	雑費 12,000円 ※補助食・時間外保 育料は別途料金	月～土 7:00～21:00
【選考方法】子ども・子育て関連3法に基づき、認可保育園入所基準と同様「保育が必要な児童」を優先しています。但し、雇用状況を確認し認証保育の特色でもある13時間保育を利用しなければならない勤務者を選考しています。子育て中は常勤が困難な場合があるため、短時間労働も認めています。					

市外の認証保育所についても、各施設へ直接お申込みができます。詳細は、各区市のホームページ等をご参照ください。

★家庭福祉員（保育ママ）

保育士等の資格がある方や専門の研修を受けた方が家庭的な環境で保育をする保育サービスです。

※令和6年4月1日の予定情報です。今後、事業者の都合等により、変更となる場合があります。

家庭福祉員	所在地 電 話	定員及び 保育年齢	利用料		開所時間
			基本保育料（月 額）	その他	
柳沢 芳子さん	東和泉 1-26-19 3489-6168	3名 3歳未満	40,000 円 雑費 2,000 円	食事は原則として保護者が用意してください。 ※超過料金あり	月～金 原則として8時間 (8:30～ 17:30の間)
白川 佳子さん	駒井町3-32-17 3488-9323	3名 3歳未満			月～金 原則として8時間 (8:00～ 17:30の間)

・当保育サービスは、狛江市民のみ利用可能なものです。

★その他の認可外保育施設

上記以外にも、東京都へ届け出て運営している認可外保育施設等があります。都内の認可外保育施設については、東京都福祉局のホームページをご参照ください。

URL：<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/>

★認証保育所等入所児童保護者への負担軽減補助金

認証保育所や家庭福祉員等の認可外保育施設を利用している保護者の方に、保育料の一部を市が補助します。以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- ① 市内に住民登録があり、次に該当する児童を扶養していること。
 - 【利用者支援】 当該年度の4月1日現在の満年齢が2歳以下である児童。ただし、生活保護世帯又は当該年度市区町村民税非課税の世帯を除く。
 - 【多子世帯支援】 当該年度の4月1日現在の満年齢が5歳以下の児童で、当該児童が子どもの年齢を問わず第2子以降であること。
- ② 上記児童が保育を必要としていること。
- ③ 認証保育所等の認可外保育施設（東京都外の施設を含む）においては月120時間以上の月極利用契約、家庭福祉員においては月極利用契約を締結していること。
- ④ 該当月の1日に在籍していること。
- ⑤ 保育料の滞納がないこと。

申請期間 ・1期（4～9月分）令和6年9月2日（月）～9月30日（月）
 ・2期（10～3月分）令和7年3月3日（月）～3月31日（月）

※市内の認証保育所及び家庭福祉員通所世帯へは、申請時期になりましたら各施設からご案内いたします。その他認可外保育施設（東京都等へ届け出ている施設）へ通所されている世帯は、お手数ですが、市役所3階児童育成課幼児教育・保育係まで持参か郵送でお手続きください。

補助金の額

【利用者支援】 対象：2歳児クラス以下の児童（無償化を受けている世帯を除く。）

世帯ごとの市区町村民税所得割額	補助金額／月
77,100円以下の世帯	15,000円
211,200円以下の世帯	11,000円
256,300円以下の世帯	7,000円

※表中の市区町村民税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

【多子世帯支援】 対象：第2子以降の児童

対象世帯			補助金額／月
0～2歳児	当該年度市区町村民税課税世帯	第2子以降	27,000円
	当該年度市区町村民税非課税世帯	第2子以降	25,000円
3～5歳児		第2子以降	20,000円

上記補助金の額（利用者支援と多子世帯支援の合計）と実支出額（無償化による補助額を除く）を比較していずれか低い額が交付されます。

認可外保育施設等を利用される方へ

無償化

幼児教育・保育

○無償化の対象は「保育が必要」な以下の利用者のみです。

対象者：①3歳から5歳まで（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）
の全ての子ども

②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

（4～8月までは前年度課税状況、9～3月までは当該年度課税状況で判定します）

上記対象者のうち、認可保育所（地域型保育事業を含む）の入所申請をし、既に認定を受けている方（以下の①②の方を除く）は、新たな申請は必要ありません。

①育児休業を延長される方は、無償化の対象となりません。復職された場合は、復職日の入った就労証明書をご提出ください。無償化の「みなし認定」を行います。

②求職活動を理由に申請いただいた方は、2ヶ月間のみの認定となります。

それ以降は無償化の認定申請を行ってください。その場合、求職活動を理由とした申請はできません。

申請方法は、以下のとおりとなります。ご自身の利用希望日より前までにご提出ください。（郵送可・必着）
＜提出書類＞

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）

2. 以下のいずれかの添付書類

★「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があります★

- (1) 居宅外労働（外勤・居宅外自営）及び居室内労働（居室内自営・内職）に従事する方
→週3日以上かつ週12時間以上の就労を常態としている方
- (2) 病気や障がいがある方 →1ヶ月以上の入院、常時病臥・感染症、障害者手帳をお持ちの方、
保育が困難と記載の診断書をお持ちの方
- (3) 介護にあたっている方 →週3日以上かつ日中週12時間以上の付添い・居宅外介護を行っている方
または、保育にあたることのできない程度の居室内介護を行っている方
- (4) 就学している方 →日中、週3日以上かつ週12時間以上、一定の要件を満たす学校等への就学又は
通所を常態としている方
- (5) 出産予定の方（出産予定月及びその前後2ヶ月の5ヶ月以内）
→出産前後の休養のため保育にあたることのできない方
- (6) 求職活動中の方（2ヶ月以内）→求職活動のため、日中外出を常態としている方
- (7) 災害にあわれた方 →火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることのできない方

上記内容に対して、以下の該当する書類を添付してください。（両親ともにア～クのいずれかが必要）

ア 外勤・内勤	就労証明書（市指定様式あり・会社に記入してもらう。）
イ 自営業・親族経営会社勤務	就労証明書（市指定様式あり・会社又はご自身で記入。添付書類は様式を確認してください。）
ウ 就労内定の方	就労証明書（市指定様式あり・会社に記入してもらう。）
エ 病気や障がいがある方	障害者手帳の写し・診断書等（ご相談ください。）
オ 介護にあたっている方	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳の写し、診断書等）と1週間の介護スケジュール表
カ 就学	就学を証明する書類（在学証明書等）と1週間の就学スケジュール表
キ 出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
ク 求職活動中の方	就労確約書（市指定様式あり・ご自身で記入。添付書類は様式を確認してください）

★様式データは、市HP（<https://www.city.komae.tokyo.jp>）に

掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

ホーム > 子育て・学び > 保育園・幼稚園 > 保護者様向け(保育園) > 幼児教育・保育の無償化について

狛江市役所 無償化 検索

【利用料無償化の流れ】

- ①無償化対象者となるための認定を受ける。(表面参照)
- ②無償化対象施設を利用する。
(無償化対象施設かどうかは、利用先の施設または施設が所在する自治体へお問合せください。)
- ③利用料を、お住まいの自治体(狛江市)へ請求する。(以下参照)

請求の方法



※施設等利用費の支払方法は、「償還払い」となります。利用する施設に利用料を支払い、狛江市に施設等利用費を請求します。その後、狛江市から施設等利用費が支払われます。

※償還払いの時期は年4回です。①4～6月【提出締切：7月末、振込：8月末】、②7～9月【提出締切：10月末、振込：11月末】、③10～12月【提出締切：1月末、振込：2月末】、④1～3月【提出締切：4月末、振込：5月末】それぞれの期間が終了しましたら、請求の手続きをお願いいたします。

※無償化の対象となる施設等利用費は、保育料のみです。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の方の負担となります。

★請求方法は、市HPをご覧ください。

○無償化となる対象施設・事業は併用することができます。

<併用可の施設>

- ・認可外保育施設(認証保育所・家庭福祉員) ・一時保育事業 ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 ・ベビーシッター ・障がい児通所支援事業 など

<上記施設との併用不可の施設>

- ・認可保育所(地域型保育事業含む) ・認定こども園 ・幼稚園(一部の預かり保育事業含む)
- ・企業主導型保育事業

ご不明な点は、お問い合わせください。⇒ 狛江市役所 03-3430-1111 (代表)

- 認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(認証保育所等)、一時保育事業、幼稚園、認定こども園について ⇒ 狛江市児童育成課幼児教育・保育係(内線2316・2317・2328・2398)
- 一時保育事業(家庭福祉員宅)、ファミリー・サポート・センター事業について ⇒ 狛江市子ども発達支援課(03-5761-9012)
- 病児保育事業について ⇒ 狛江市子ども政策課企画支援係(内線2312)
- 障がい児通所支援事業について ⇒ 狛江市福祉相談課相談支援係(内線2280)

藤 塚 保 育 園

1. 名称 狛江市立藤塚保育園
2. 設置者 狛江市
3. 所在地 和泉本町4-7-35
4. 電話/FAX 03-3489-2835
5. 開園・保育時間

	7:15	8:00	8:30	17:00	17:30	18:15	19:15
	保 育 基 本 時 間						延 長 保 育
月曜から土曜	満1歳から 利用可	満10か月から 利用可	全園児利用可	満10か月から 利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の 翌月1日から 利用可	

6. 受入年齢
満6か月から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3	13	18	20	22	22	98

8. 保育園の特徴

- ・ 都営住宅35号棟1階部分 小田急バス狛江営業所近く
- ・ 園庭開放を実施（月に2回、ただし8月は実施無し）
- ・ 父母会あり
- ・ 親子保育体験、育児相談を実施

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、用務員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 昭和43年5月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造5階建ての1階部分
屋外遊具等 木製アスレチック、プール（組立式）、ブランコ、鉄棒、砂場、
太鼓橋、のぼり棒

11. 保育の方針

- ★ 一人ひとりを大切に、自分に自信が持てる子どもを育てます。
- ★ さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

12. 年間の主な行事

新入園児歓迎会、保育参観・参加、個人面談、懇談会、地域交流、お店屋さんごっこ、
ESA、プール、すいかわり、運動会、遠足（春、秋）、いもほり、
発表会、もちつき、クリスマス会、節分会、お別れ会、卒園式、
避難訓練（毎月）等

- ★ 園児一人ひとりの誕生日には各クラスで誕生会をしています。
- ★ 日本の伝統文化や季節を大切に食育活動を行っています。
- ★ 幼児の異年齢交流保育『なかよし』を年に数回行っています。
- ★ 乳児の異年齢交流保育『乳児お楽しみ会』を年に数回行っています。

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	順次登園、視診、検温（1歳児のみ）、あそび	
8:30	順次登園、視診、検温、あそび		
9:00	睡眠	水分補給	あそび （室内・園庭・散歩）
	外気浴	あそび （室内・園庭・散歩）	
10:00	着替え、離乳食、ミルク	排泄、着替え	
11:00		食事	
	睡眠、あそび		食事
12:00		順次午睡	午睡
13:00	順次目覚め、着替え		
	外気浴		
14:00	離乳食、ミルク		
15:00	あそび	順次めざめ、着替え	
		おやつ	おやつ
		あそび	あそび
16:00	降園準備、あそび		
17:00	順次降園		
18:15	延長保育		
19:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	※満1歳3か月の翌月1日から利用可	

14. 平面図（概略）



駒 井 保 育 園

1. 名称 狛江市立駒井保育園
2. 設置者 狛江市
3. 所在地 狛江市駒井町2-28-6
4. 電話/FAX 03-3480-9361
5. 開園・保育時間

	7:15	8:00	8:30	17:00	17:30	18:15	19:15
	保 育 基 本 時 間						延 長 保 育
月曜から土曜	満1歳から 利用可	満10か月から 利用可	全園児利用可	満10か月から 利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の 翌月1日から 利用可	

6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	18	20	23	24	24	115

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江第六小学校東側近く
- ・ 園庭開放を実施（月に2回、ただし4月・8月は実施無し）
- ・ 親子保育体験、育児相談を実施
- ・ 父母会あり

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、用務員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 昭和47年3月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建て
屋外遊具等 すべり台、砂場、鉄棒、プール（組立式）
※園庭は基準の面積を満たしていないため、近隣の公園も代替えとして利用します。

11. 保育の方針

- ★ 一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てます。
- ★ さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

12. 年間の主な行事

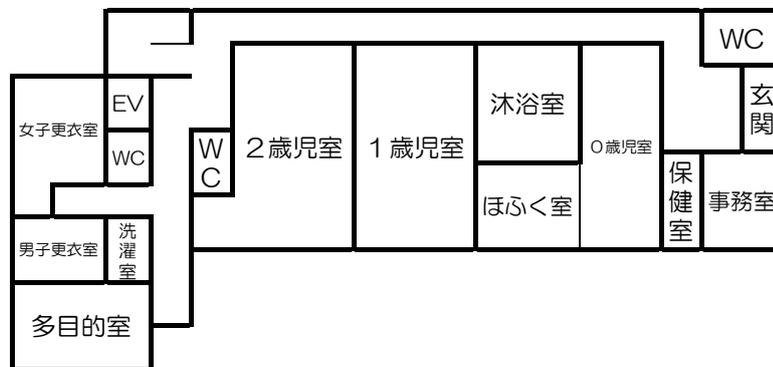
入園歓迎会、誕生会（各クラスで、その子どもの誕生日にお祝いをしています。）
プール、七夕会、すいかわり、運動会、遠足、いもほりと焼きいも会、発表会、
クリスマス会、もちつき、節分会、お店屋さんごっこ、ひなまつり、お別れ会、卒園式、
お年寄りとの交流 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

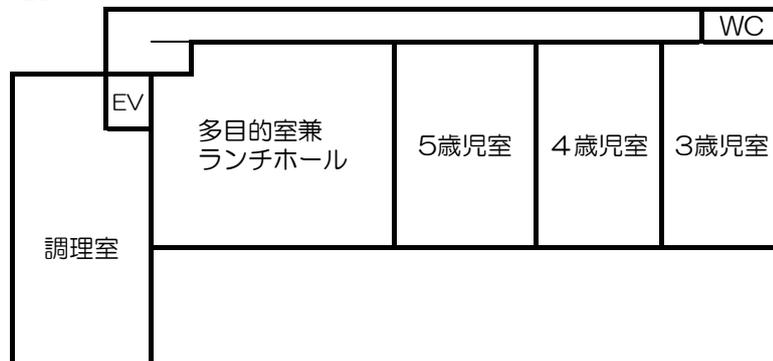
時間	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児
7:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	順次登園、視診、検温、あそび		
8:30	順次登園、視診、検温、あそび			
9:00	水分補給、あそび	水分補給、あそび	水分補給、あそび	あそび（課題保育）
10:00	着替え、食事	着替え、食事		
11:00	午睡	午睡	着替え 食事 午睡	着替え 食事 午睡
12:00				
13:00				
14:00	順次めざめ 食事又は、	順次めざめ		
15:00	おやつ	おやつ	めざめ おやつ	めざめ おやつ
16:00	降園準備、あそび			
17:00	順次降園			
18:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	延長保育		
19:15		※満1歳3か月の翌月1日から利用可		

14. 平面図（概略）

【1階】



【2階】



駄 倉 保 育 園

1. 名称 狛江市立駄倉保育園
2. 設置者 狛江市
3. 所在地 岩戸北3-20-2
4. 電話/FAX 03-3489-5415
5. 開園・保育時間

	7:15	8:00	8:30	17:00	17:30	18:15	19:15
	保育基本時間						延長保育
月曜から土曜	満1歳から 利用可	満10か月から 利用可	全園児利用可	満10か月から 利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の 翌月1日から 利用可	

6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12	18	21	23	25	25	124

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅徒歩5分、住宅街の中で静かな環境
- ・ 園庭開放を実施（月に2回、ただし8月は実施無し）
- ・ 父母会あり
- ・ 親子保育体験、育児相談を実施

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、用務員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 昭和48年4月17日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建て
屋外遊具等 木製アスレチック、プール（組立式）、ブランコ、砂場
※園庭は基準の面積を満たしていないため、近隣の公園も代替えとして利用します。

11. 保育の方針

- ★ 一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てます。
- ★ さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

12. 年間の主な行事

入園歓迎会、誕生会（一人ひとりのお誕生日にクラスでお祝いをしています）、プール、七夕会、年長児お楽しみ会、すいかわり、運動会、遠足（春・秋）、芋ほり、芋煮会、避難訓練（毎月）、お店屋さんごっこ、発表会、クリスマス会、もちつき、節分会、ひなまつり、お別れ会、卒園式、調理保育、水辺の楽校への参加、お年寄りとの交流会、保育懇談会（年2回）、ESA、昔あそび等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

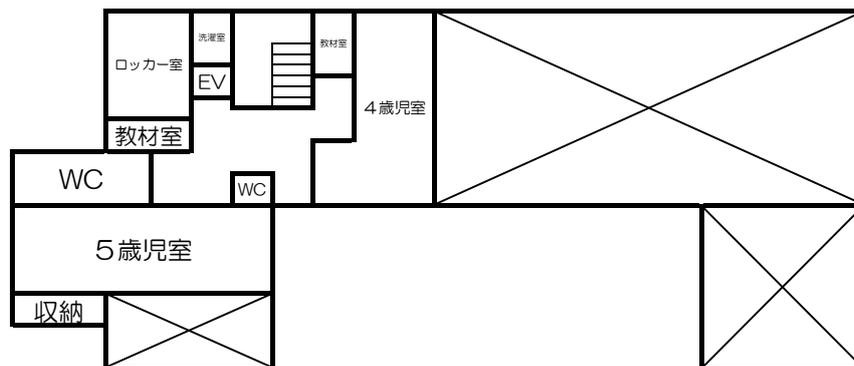
時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	順次登園、視診、検温（1歳児のみ）、あそび	
8:30	順次登園、視診、検温、あそび		
9:00	睡眠、あそび	おやつ、水分補給	自由あそび
10:00	外気浴、沐浴、散歩	あそび、散歩等	クラス別保育
11:00	離乳食、ミルク	食事	制作、体育遊び、散歩
12:00	睡眠、あそび	午睡	表現遊び、リズム遊び
13:00	あそび、午睡、外気浴		食事
14:00	散歩		着替え、午睡
15:00	離乳食、ミルク	順次 目覚め	目覚め
16:00	あそび	おやつ、水分補給	着替え、おやつ
17:00	降園準備、あそび		
18:15	順次降園		
19:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	延長保育 ※満1歳3か月の翌月1日から利用可	

14. 平面図（概略）

【1階】



【2階】



三 島 保 育 園

1. 名称 狛江市立三島保育園
2. 設置者 狛江市
3. 所在地 東野川1-32-2
4. 電話/FAX 03-3488-3898
5. 開園・保育時間

	7:15	8:00	8:30	17:00	17:30	18:15	19:15
	保 育 基 本 時 間						延 長 保 育
月曜から土曜	満1歳から 利用可	満10か月から 利用可	全園児利用可	満10か月から 利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の 翌月1日から 利用可	

6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	13	20	21	24	24	108

8. 保育園の特徴

- ・ 喜多見駅徒歩10分、狛江第五小学校近く
- ・ 園庭開放を実施（月に2回。ただし8月は実施無し、9月は1回）
- ・ 父母会あり
- ・ 親子保育体験、育児相談

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、用務員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 昭和50年4月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建て
屋外遊具等 木製アスレチック、プール（組立式）、ブランコ、すべり台、
鉄棒、砂場

11. 保育の方針

- ★ 一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てます。
- ★ さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

12. 年間の主な行事

入園歓迎会、誕生会、お店屋さんごっこ、水あそび・プール、
七夕、すいかわり、運動会、遠足（春・秋）、いもほり、新年を迎える会、発表会、クリスマス会、
避難訓練（毎月）、節分、ひなまつり、お別れ会、保育懇談会、保育参観（参加）、
個人面談、卒園式、地域との交流・お年寄りとの交流 等
☆一人ひとりのお誕生日にはクラスでお祝いしています。

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3・4・5歳児
7:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	順次登園、視診、検温（1歳児のみ）、あそび		
8:30	順次登園、視診、検温、あそび			
9:00	水分補給（お茶） 睡眠	水分補給（牛乳） あそび	水分補給（牛乳） 手洗い	クラス別保育 室内外あそび
10:00	あそび、外気浴 着替え	室内外、散歩等 着替え、排泄	あそび 室内外、散歩等	散歩、リズム 絵画制作
11:00	離乳食	食事	着替え 食事	
12:00	午睡	午睡	午睡	午睡
13:00				
14:00	順次めざめ、 着替え、離乳食	順次めざめ	順次めざめ	
15:00	あそび	おやつ	着替え、おやつ	めざめ、着替え おやつ
16:00	降園準備、あそび			
17:00	順次降園			
18:15	※月齢により利用できる時間が異なります。	延長保育		
19:15		※満1歳3か月の翌月1日から利用可		

14. 平面図（概略）

【1階】

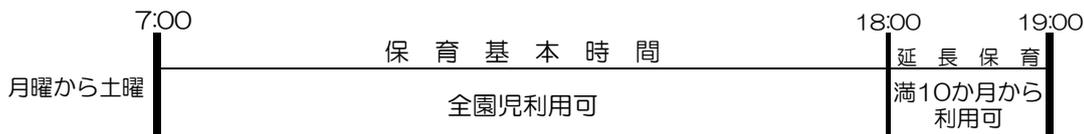


【2階】



多摩川 保 育 園

1. 名称 多摩川保育園
2. 設置者 社会福祉法人かしのみ福祉会
3. 所在地 西和泉1-5-1
4. 電話/FAX 042-483-4667/042-489-8846
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6 (12)	7 (15)	9 (18)	12 (25)	13 (25)	13 (25)	60 (120)

※定数は狛江市と調布市と約半数ずつです。（ ）内は調布市と狛江市の合計です。

8. 保育園の特徴

- ・ 多摩川住宅内
- ・ 多摩川に近く、自然環境に恵まれている
- ・ 園内に畑があり、季節に応じた野菜を育て園児とともに収穫している
- ・ 給食は2週間サイクルメニュー
- ・ 延長保育を実施（午後6時～午後7時（土曜日のみ午後6時30分まで）・有料）
- ・ 父母会あり

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、事務職員、用務職員、嘱託医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 昭和42年4月1日
 建物構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建て
 屋外遊具等 大型アスレチック遊具、自動車型滑り台、プール（組立式） 等

11. 保育の方針

「強くたくましい子、あたたかい心をもった子」を保育目標として、次のことを重点に保育をすすめています

- ★ 健康な生活に必要な習慣や態度を身につけていく。
- ★ 保育園（集団）でのきまりや約束を守れるようになる。
- ★ 日常のあいさつがきちんとできるようになる。
- ★ 身近な動物や植物に親しみ愛情をもてるようになる。
- ★ 造形活動を通して創造的表現に興味を持ち取り組んでいく。

12. 年間の主な行事

入園式、保護者会、プール、夕涼み会、個人面談、保育参観と試食会
 運動会、交通安全教室、歩き遠足、発表会、もちつき、まゆだま飾り
 節分会、お別れ遠足（バス遠足）※5歳児、卒園式、誕生会、地域交流と園庭開放 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	乳児（0～2歳児）	幼児（3～5歳児）
7:00	開園時間	
8:30	登園・視診・持ち物整理	
9:30	自由あそび、おやつ	自由遊び、あと片づけ
10:00	あそび、外気浴ほか	一斉保育
10:50		
11:00	昼食	自由遊び、あと片づけ
11:30		昼食、自由遊び
12:20	午睡準備、午睡	
12:40		午睡準備、午睡
15:00	目覚め、おやつ	目覚め、おやつ
16:00	自由遊び	自由遊び
		降園準備
17:00	順次降園	
18:00	延長保育（満10か月以上）	
19:00	※土曜日は18:30まで	

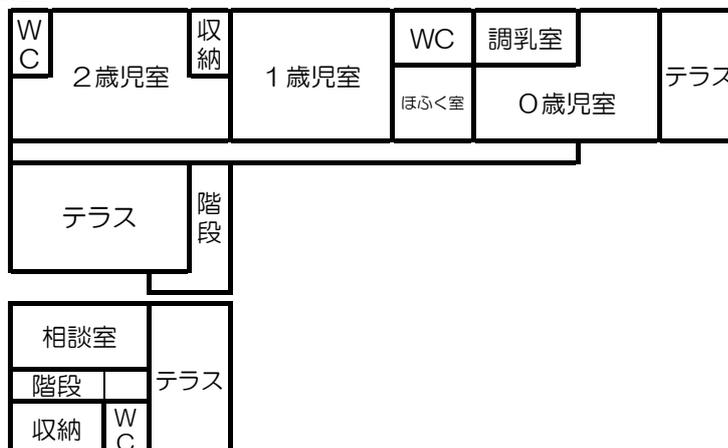
※ 体育指導（4・5歳児クラス）は毎週火曜日に行います。

14. 平面図（概略）

【1階】



【2階】



狛 江 保 育 園

1. 名称 狛江保育園
2. 設置者 社会福祉法人狛江保育園
3. 所在地 西野川4-12-1
4. 電話/FAX 03-3480-0069/03-3480-0961
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
満6か月から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	12	15	18	18	18	90

8. 保育園の特徴
 - ・ 小足立八幡神社前、花壇や木々に囲まれた園庭
 - ・ 父母会あり

9. 保育士等職員の配置状況
園長、保育士、看護師、栄養士、調理師、事務職員、嘱託医等

10. 施設の状況
 - 事業開始年月日 昭和39年4月1日
 - 建物構造・階数 鉄骨造2階建て
 - 屋外遊具等 すべり台、ブランコ、ジャングルジム、複合大型遊具等

11. 保育の方針
 - ★ 子どもの健康と安全を基本として、保護者の協力のもとに家庭養育の補完を行う。
 - ★ 子どもが健康で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
 - ★ 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
 - ★ 自然とのかかわりの中で情操を高める。

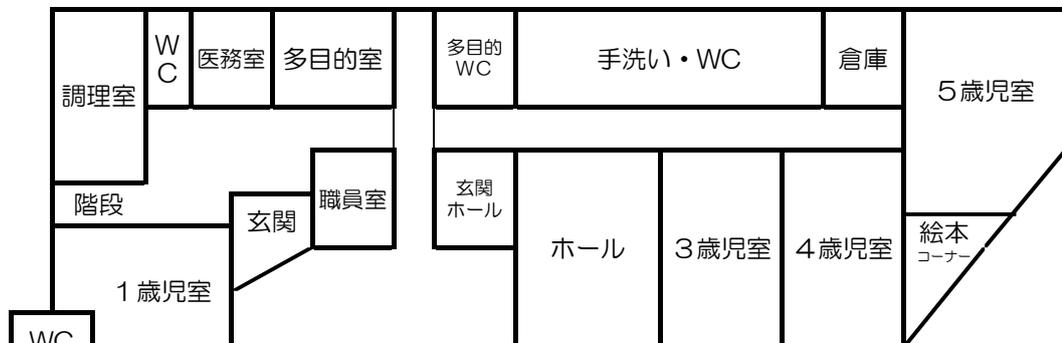
12. 年間の主な行事
入園式、春の遠足、七夕祭り会、プール、すいかわり、夏祭り会、敬老の集い、秋の遠足、いもほり、もちつき、お楽しみ会、節分、お別れ遠足（年長クラス）、ひなまつり、お別れ会、卒園式 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0 歳 児	1・2 歳 児	3・4・5 歳 児
7:30	開 園 時 間		
8:30	登園・視診・持ち物整理・あそび		
	検温、おむつ交換 午前睡	排泄、おむつ交換	
9:30		おやつ	片づけ、排泄
10:00	食事、あそび	あそび、さんぽ	あそび、リズム表現
11:15		食事、片づけ、あそび	絵画制作表現等
	午睡	排泄、おむつ交換	
12:30		午睡、目覚め	
12:50		排泄、手洗い	
14:00	食事、遊び 戸外遊び等		
15:00		おやつ、うがい 手洗い、あそび	
16:00	降 園 準 備 ・ 遊 び		
17:00	順 次 降 園		
18:30			

14. 平面図（概略）

【1階】

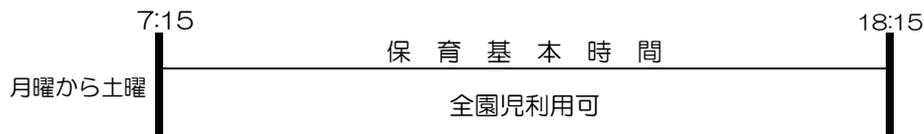


【2階】



狛江子どもの家

1. 名称 狛江子どもの家
2. 設置者 社会福祉法人桜友会
3. 所在地 和泉本町1-36-4
4. 電話/FAX 03-3488-1231/03-3488-9189
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から3歳児まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	12	13	13	-	-	47

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅徒歩5分、狛江セントラルハイツ内に設置
- ・ 卒園後、就学前まで保育を希望される方は他の保育園に優先的に転園可能
- ・ 父母会なし

9. 保育士等職員の配置状況

園長、副園長、保育士、保育事務、事務職員、看護師、栄養士、給食調理員、
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 昭和61年4月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造3階建ての1階部分
屋外遊具等 アスレチック、ブランコ、太鼓橋、小人のお家、ごっこ遊びの家 等

11. 保育の方針

- ★ 一人ひとりの子どもの成長を大切にし、モンテッソーリ教育による人格形成の基礎教育を行っています。
- ★ 健康な生活をおくるために、生活リズムを大切にしていきます。
- ★ 運動遊びを通して丈夫な身体をつくっていきます。
- ★ リズム遊びやいろいろな造形活動を通して、想像力を育てていきます。
- ★ 食事、睡眠、排泄、衣服の着脱、あるいは整理整頓など、基本的な生活習慣を大切にしながら、集団生活の基礎を身につけていきます。
- ★ 身近な小動物の世話、植物の手入れなどを通して、やさしさを育てていきます。

12. 年間の主な行事

入園・進級式、園外保育（遠足）、保育参観、懇談会、個人面談
運動発表会、クリスマス会、発表会、お別れ遠足（3歳児のみ）
巣立ちの日の集い（3歳児お別れ式）、すいかわり、もちつき会、誕生会

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

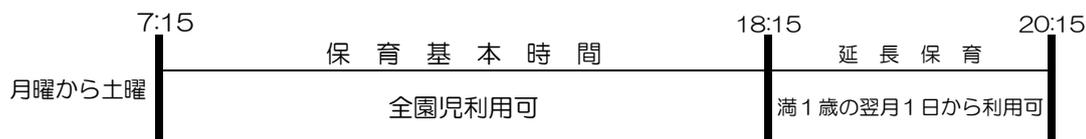
時間	0 歳 児	1・2 歳 児	3 歳 児
7:15	開 園 時 間		
8:30	順次登園・視診		
	検 温	自由遊び	集会
	自由遊び	子どもの発達に応じた保育を大切にしています。 挨拶や他人への配慮など、お友達との交流を大切にしています。また、日常生活の習熟や感覚教育などでは、モンテッソーリ教育法を取り入れています。更に、季節の移り変わりを楽しみにしながら造形遊び、リズム遊び、お散歩なども取り入れています。	
9:30	午前睡（必要に応じて）		
10:00	離乳食 ミルク		
11:00	外気浴、散歩、室内遊び		
		離乳食 ミルク	給食準備・給食
12:00	午 睡		午睡準備・午睡
14:00	ミルク		
	自由遊び （必要に応じて随時睡眠）		目覚め、おやつ
16:00			自由遊び 降園準備
17:00	順 次 降 園		
18:15			

14. 平面図（概略）



虹のひかり保育園

1. 名称 虹のひかり保育園
2. 設置者 社会福祉法人雲柱社
3. 所在地 東和泉1-32-18
4. 電話/FAX 03-5761-2737/03-5497-1321
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢 生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12	18	20	20	20	20	110

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅徒歩4分
- ・ 明るい陽射しがいっぱい園舎です。
- ・ 1階と2階にホールがあります。
- ・ 延長保育（2時間）、一時保育、障がい児保育、子育て支援を行います。
- ・ キリスト教保育を基本に、ひとり一人の意欲を大切に保育を行います。
- ・ きめ細やかな独自の献立や、調理担当者による食育活動を行っています。

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理員、事務職員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成25年4月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建て
屋外遊具等 プール（組立式）、砂場

11. 保育の方針

- ★ 共に生き、互いに成長しあうことを目標に、キリスト精神にもとづいたやさしくあたたかい保育をめざします。
- ★ 保護者とともに安全・安心を基盤に、子ども達が健康で情緒の安定した生活ができ、自己を十分に発揮しながら成長することのできる環境を整えます。

12. 年間の主な行事

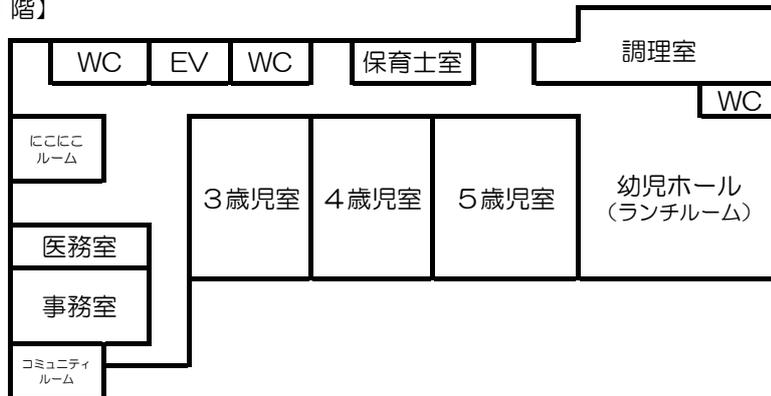
入園式、保護者会、夕涼み会、運動会、保育参加、敬老会、クリスマス会、卒園式、進級お祝い会、誕生会（試食会）、季節の行事（お月見、ひなまつり等）
イースター、感謝祭、遠足（3歳児から5歳児） 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

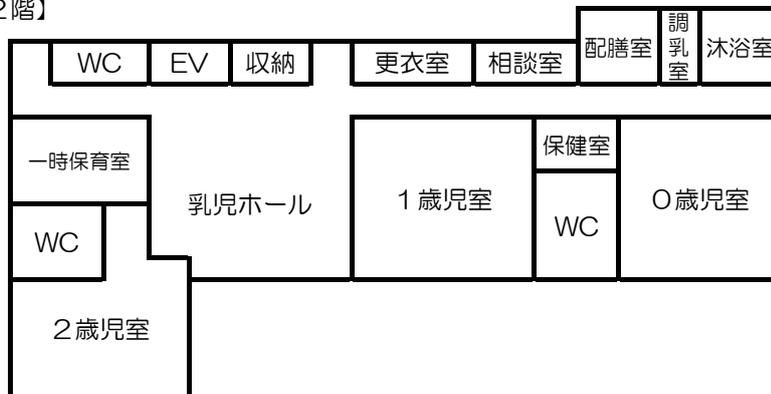
時間	0 歳 児	1・2 歳 児	3・4・5 歳 児
7:15	順次登園・視診		
9:00	あそび	あそび クラス別保育	あそび クラス別保育
10:00	外気浴、沐浴	グループ別保育	リトミック、運動遊び 製作、散歩など
11:00	食事（離乳食）	食事	食事
12:00	午睡	午睡	午睡
15:00	めざめ（検温） 食事（離乳食）	めざめ、おやつ	おやつ 帰りの会
16:00	あそび・順次降園		
18:15	延長保育		
20:15	※土曜日は～19:15まで (満1歳の翌月1日から利用可)		

14. 平面図（概略）

【1階】

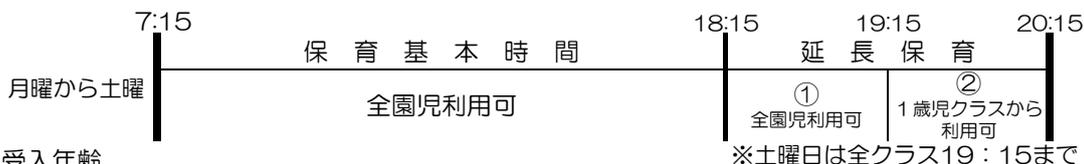


【2階】



ぎんきょう保育園

1. 名称 ぎんきょう保育園
2. 設置者 社会福祉法人赤い鳥保育会
3. 所在地 東和泉1-34-25
4. 電話/FAX 03-3430-5822/03-3430-5833
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
 生後57日目（産休明け）から就学前まで

※土曜日は全クラス19:15まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
5	13	13	13	13	13	70

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅より徒歩4分、和泉多摩川駅より徒歩5分、世田谷通り沿い
- ・ 延長保育（2時間）あり ※0歳児クラスは1時間
- ・ 0・1歳児（乳児クラス）と2～5歳児（幼児クラス）のゾーン（2部屋）と園庭を、基本に保育を行います。

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、栄養士、
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成25年4月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造3階建て（3階屋上園庭）
屋外遊具等 大型木製遊具 等

11. 保育の方針

「愛されている実感、それが子どもの育つ栄養」を保育理念としています。

★ 誉める保育

保護者は自身の「誉める義務」と子どもの「怒ってもらえる権利」を用いて、保育を実践します。

★ 関わる力の育つ保育

保護者の優しく丁寧な関わりからコミュニケーション能力を高める保育を実践します。

★ 自発的な子どもに育つ保育

子どもたちが主役として生活できる人的・物的な保育環境を提供します。

★ 子どもの主体性が尊重される保育

複数の保育者がクラスを担当します。保育者が相互連携して、観察者（黒子）の役割を遂行しながら保育を実践します。

★ 適切な保育環境での保育

子どものからだど知恵が育ち、友だちと関わる力が強化される保育環境を提供します。

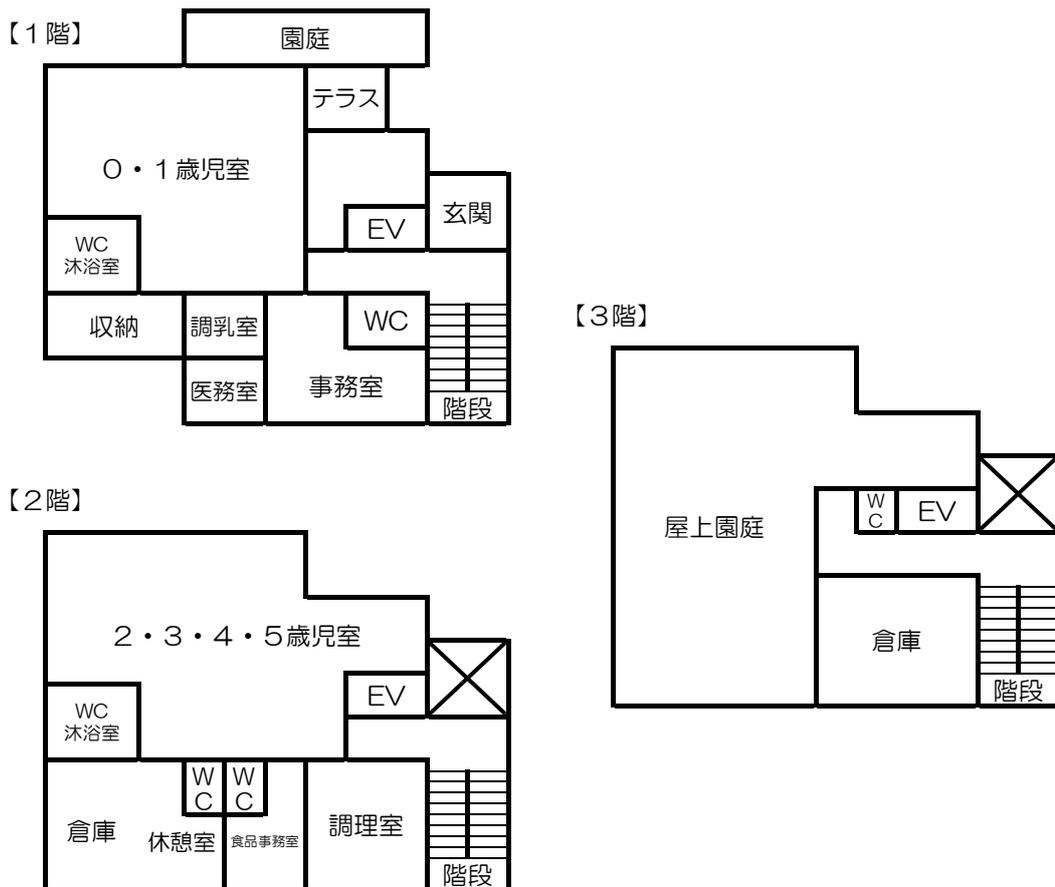
12. 年間の主な行事

夕涼み会、運動会、生活発表会、各種季節の行事、一人ひとりのお誕生日会、お泊り保育 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	
7:15	順次登園・視診
9:30	朝のおやつ（0～2歳児のみ） 室内保育、園庭活動、散歩など
11:45	昼食
13:00	室内保育、園庭活動、散歩など お昼寝
15:00	おやつ 室内保育、園庭活動など 順次降園
18:15	延長保育 （19：15以降は1歳児クラスから利用可） ※土曜日は全クラス19：15まで
19:15	
20:15	

14. 平面図（概略）



東野川保育園 みんなの家

1. 名称 東野川保育園みんなの家
2. 設置者 社会福祉法人純生喜狗会
3. 所在地 東野川4-9-7
4. 電話/FAX 03-3430-8778
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3	9	10	12	13	13	60

8. 保育園の特徴

- ・ 緑に囲まれた静かな環境
- ・ 次世代を担う子ども達の育成に、子育て中の父母や地域も含めみんなで参加できるみんなの家
- ・ 生後57日目からお預かりが可能
- ・ 延長保育を21時まで実施
- ・ 狛江第五小学校・狛江第四中学校東側近く
- ・ 専門講師による、音楽・体育活動を毎月4回実施

9. 保育士等職員の配置状況

施設長、保育士、看護師（巡回）、栄養士、給食調理職員、事務職員、嘱託医・嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成26年12月1日
 建物構造・階数 木造（一部鉄筋）2階建て
 屋外遊具等 雲梯、砂場、プール（組立式）等
 ※園庭は基準の面積を満たしていないため、近隣の公園も代替えとして利用します。

11. 保育の方針

- ・ 明るく思いやりのある優しい子ども
 - ・ 感受性を高め、協調性、個性を育てる保育
 - ・ 日常生活を送るうえで人間らしく自立できる子ども
- 上記の3つの保育目標を基に、次のことを重点に保育をすすめます。
- ★ 日常生活のあいさつがきちんとできるようになる。
 - ★ 基本的な生活習慣を身に付けられるようにする。
 - ★ 家庭との連携を密にし、子ども一人ひとりの個性を伸ばしていく。
 - ★ 様々な行事や活動を通し、感性の育成と丈夫な身体づくりを目指す。

12. 年間の主な行事

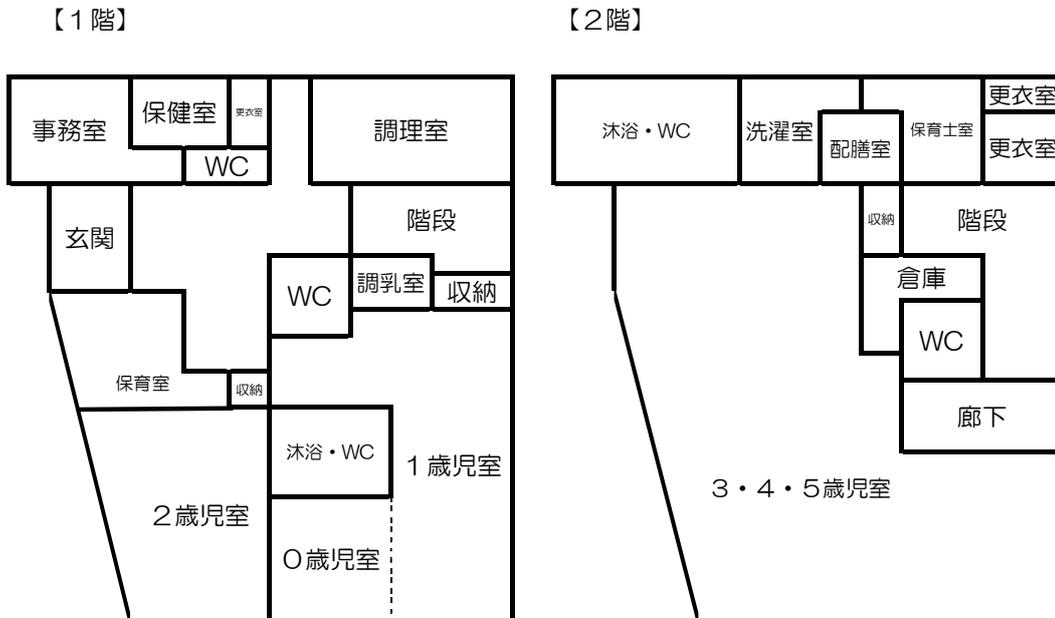
毎月行事（お誕生会、身体測定、0～2歳児健診、調理活動、避難訓練）、食育活動（野菜収穫）、お店屋さんごっこ、保育参観、東野川まつり、お泊り保育、遠足、親子親睦会、姉妹園合同運動会、ハロウィン会、クリスマス会、餅つき、節分、発表会、ひなまつり、卒園式等
 幼児クラス健康診断年2回・歯科健診年2回

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	順次登園・視診・検温・口頭連絡及び連絡帳の確認		
9:00	室内活動 ・水分補給 ベッドで静かに寝たり あやしったりしてもらう 午前補食	室内活動 ・水分補給 ・朝の会（季節の歌、挨拶、リズム運動、お名前呼び出席確認） 午前補食	・朝の準備、自主活動、水分補給 ・朝の会（体操、歌、活動） ・縦割りグループによる活動 午前補食
10:00	・ミルク、着替え 外気浴、日光浴	・日々の活動 戸外活動（自然との関わり） 室内活動 （運動、リズム、絵画、製作）	・日々の活動 外遊活動（自然との関わり） 室内活動 （運動、音楽、絵画、数、文字） ・給食準備、配膳
11:00	・離乳食 ・睡眠 ・目を覚ましていれば着替え、 身体清拭	・給食 ・基本的な生活習慣を身につけていける よう、食事や着脱等を保育士と行う 絵本の読み聞かせ ・午睡	給食 ・給食献立のお話 ・着替え ・絵本（想像力を養う）
11:30	・一人ひとりの発育に応じて 十分に身体を動かす ・色や形に触れて遊べる玩具で遊ぶ ・午睡		・午睡準備 ・午睡 ・順次目覚め
12:00	（目覚めていれば） ・水分補給、ミルク あやしもらったり、体操、絵本	・順次目覚め ・おやつ ・夕の会 （季節の歌、挨拶、リズム運動） ・お帰りのお仕度	・おやつ ・活動（自主活動） ・夕の会（お当番さん主体、 リズム運動、遊び、季節の歌） 縦割りグループ活動 ・お帰りのお仕度
12:30			
13:00			
15:00			
16:00	順次降園		
18:00	延長保育 （満1歳の翌月1日から利用可）		
21:00			

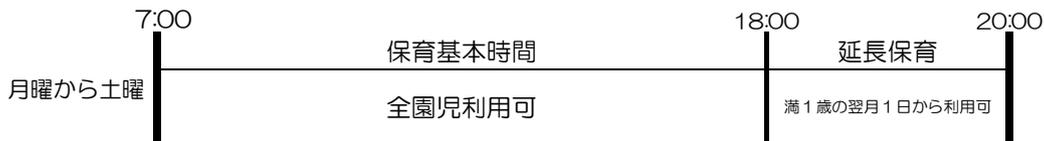
- ・ 専門講師による、音楽・体育活動を毎月4回実施

14. 平面図（概略）



ベネッセ狛江南保育園

1. 名称 ベネッセ狛江南保育園
2. 設置者 株式会社ベネッセスタイルケア
3. 所在地 岩戸北3-23-8
4. 電話/FAX 03-5761-2471/03-5761-2472
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	10	12	12	12	12	64

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅徒歩7分、住宅街の中で静かな環境
- ・ 生後57日目からお預かりが可能

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、事務職員、嘱託医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成27年4月1日
 建物構造・階数 準耐火木造・2階建て
 屋外遊具等 砂場

※園庭は基準の面積を満たしていないため、近隣の公園も代替えとして利用します。

11. 保育の方針

「よりよく生きる力の基礎を育てる」という保育理念のもとに、「自分で考え、すすんで行動する子ども」「友達と楽しく遊ぶ子ども」「感性豊かな子ども」という保育目標を定めて保育を進めていきます。

保育方針は以下のとおりです。

- ★子どもの「個性と人格を尊重」し、主体性を育てます。
- ★自然な生活の営みの中で子どもが「安定感・安心感・落ちつきを持てる室内環境」をつくれます。
- ★深い信頼関係に根ざした「豊かな人との関わり」を重視します。
- ★身のまわりの「社会・自然を通しての学び」を大切にします。

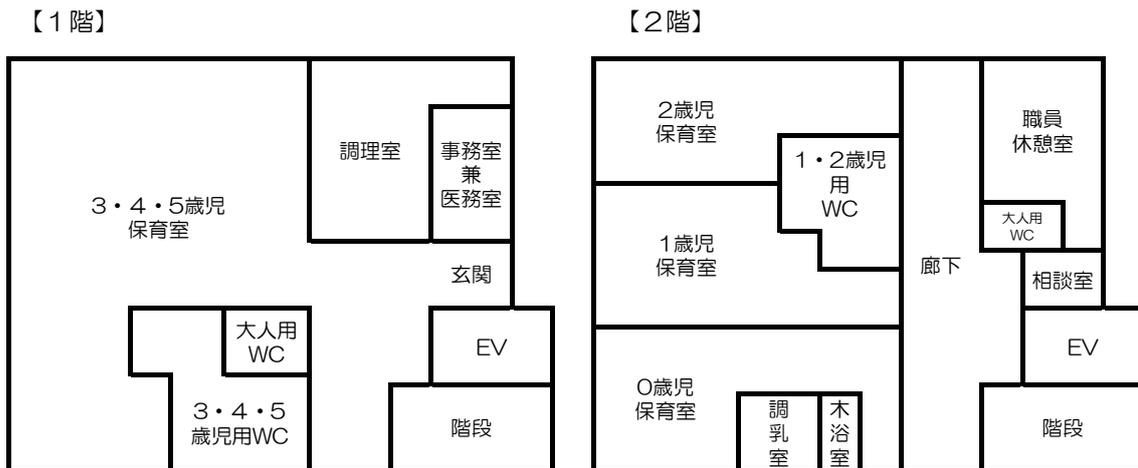
12. 年間の主な行事

入園前説明会、入園・進級を祝う会、保育参観、夏祭り、プレイデー（運動会）、お誕生日会、親子ふれあい会、秋の遠足（3～5歳児）、ナーサリーデー、キンダーデー、移動水族館、卒園遠足、卒園式、その他季節行事 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

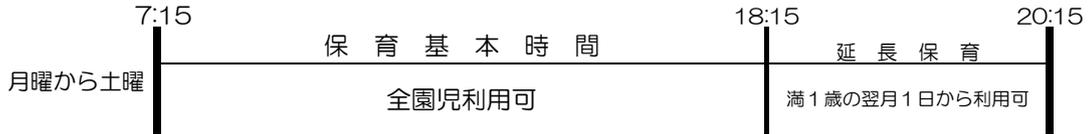
時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	開園・順次登園・視診・室内あそび	
8:30	開園・順次登園・視診・室内あそび	
9:00	戸外あそび	
9:30		
10:00		
10:50		
11:00	昼食	片付け
11:30		昼食
12:00	午睡	午睡
15:00	目覚め、おやつ	
16:00	室内遊び	
17:00	順次降園	
18:00		
19:00	延長保育・補食（満1歳の翌月1日から利用可）	
20:00		

14. 平面図（概略）



めぐみの森保育園

1. 名称 めぐみの森保育園
2. 設置者 社会福祉法人雲柱社
3. 所在地 中和泉3-12-6
4. 電話/FAX 03-3480-4448/03-3480-5333
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢 生後57日目（産休明け）から就学前まで ※土曜日は19:15まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	15	24	24	24	24	120

8. 保育園の特徴

- ・ 閑静な住宅街の中にあり、和泉児童館との複合施設
- ・ 一時保育、園庭開放
- ・ 父母会あり
- ・ 市立宮前保育園の民営化保育園（平成28年4月1日から）

9. 保育士等職員の配置状況

園長、主任、保育士、看護師、栄養士、給食調理員、事務職員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成28年4月1日
建物構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建て
屋外遊具等 砂場、鉄棒、うんてい、築山、プール（組立式） 等

11. 保育の方針

- ★ キリスト精神にもとづいたやさしくあたたかい保育をめざします。
自分が愛されていることを感じられ、自分や周りの人を大切に出来る子どもに。
- ★ 生活 子ども達が安心して主体的に行動できるように、生活や次の活動に見通しをもてる環境を大事にしています。
- ★ 遊び 「やってみたい」「知りたい」「チャレンジしたい」という子どもの興味・関心に
応えられる豊かな遊び環境を大事にしています。

12. 年間の主な行事

誕生会、老人ホーム訪問、夏祭り、お楽しみ会、年長の夕べ、プール、
祖父母の集い、運動会、芋煮会、遠足（春・秋）・もちつき、クリスマス会、お店屋さん
ごっこ、卒園式、クラス懇談会、保育参観（随時） 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:15	順次登園、視診、あそび、等		
9:00	睡眠 水分補給、あそび	室内あそび・ 外遊び・散歩など	室内あそび
10:00	食事（離乳食）		朝の会 外遊び・散歩・課題活動
11:00	午睡	食事	食事
12:00		午睡	午睡
13:00	めざめ、あそび		
14:00	食事（離乳食）	めざめ、着替え	めざめ、着替え
15:00	あそび	おやつ あそび	おやつ 帰りの会
16:00	あそび・順次降園		
18:15 20:15	延長保育 （満1歳の翌月1日から利用可） ※土曜日は～19:15まで		

14. 平面図（概略）

【1階】

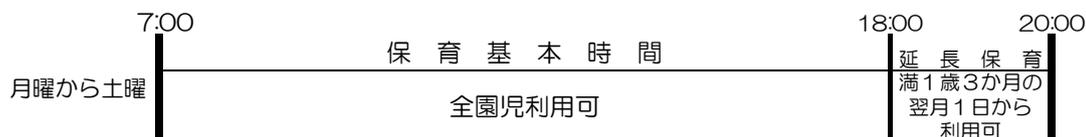


【2階】



いずみ保育園

1. 名称 いずみ保育園
2. 設置者 社会福祉法人春献美会
3. 所在地 岩戸北1-1-12
4. 電話/FAX 03-3480-0598/03-5761-8161
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12	15	17	20	28	28	120

8. 保育園の特徴
 - ・ 狛江駅徒歩5分、市役所東側に近接
 - ・ 一時保育、園庭開放
 - ・ 親子保育体験、育児相談、妊婦さんの育児見学を実施
 - ・ 市立和泉保育園の民営化保育園（平成29年4月1日から）

9. 保育士等職員の配置状況
園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理職員、事務職員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日	平成29年4月1日
建物構造・階数	鉄筋コンクリート造3階建て
屋外遊具等	砂場、複合大型遊具、鉄棒、プール（組立式） 等

11. 保育の方針
 - ★ 一人ひとりを大切にし、自信が持てる子どもを育てます。
 - ★ さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する。

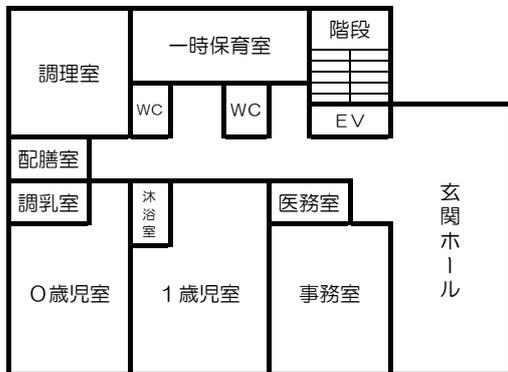
12. 年間の主な行事
入園・進級を祝う会、保育懇談会、避難訓練（毎月）、お店やさんごっこ、誕生会、プール、七夕会、すいかわり、運動会、遠足（春、秋）、いもほり、焼き芋会、高齢者の方との交流会、もちつき、クリスマス会、節分、発表会、ひなまつり、お別れ会、卒園式、お泊り保育等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

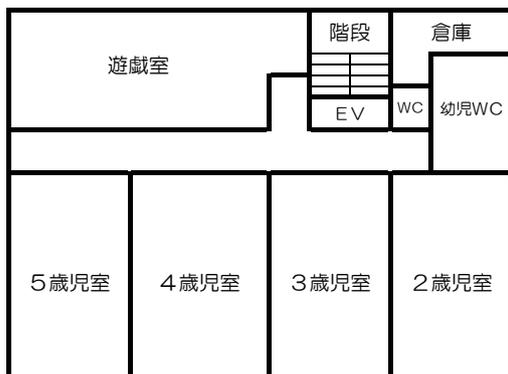
時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	順次登園、視診、検温（0・1・2歳児）、あそび		
8:30	各クラスでの保育開始 自由あそび		
9:00	睡眠	牛乳（水分補給）	課題あそび
	外気浴、水分補給	散歩、戸外あそび	散歩、戸外あそび
10:00	離乳食、ミルク	室内あそび	音楽、リズム、制作 絵画など
11:00		食事（1歳児）	
		食事（2歳児）	食事
12:00	睡眠、あそび	午睡	午睡
13:00			
14:00	外気浴 離乳食、ミルク		
15:00	あそび	順次目覚め、着替え おやつ	目覚め 着替え おやつ
16:00	降園準備、あそび		
17:00	順次降園		
18:00	延長保育		
20:00	（満1歳3か月の翌月1日から利用可）		

14. 平面図（概略）

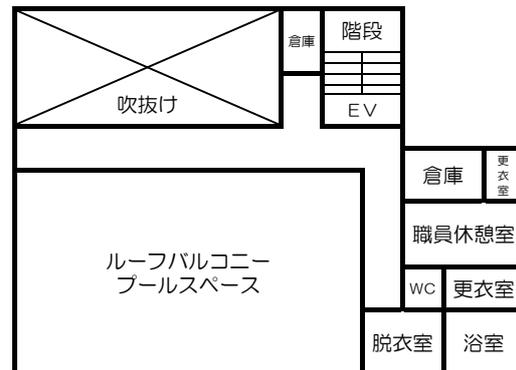
【1階】



【2階】



【3階】

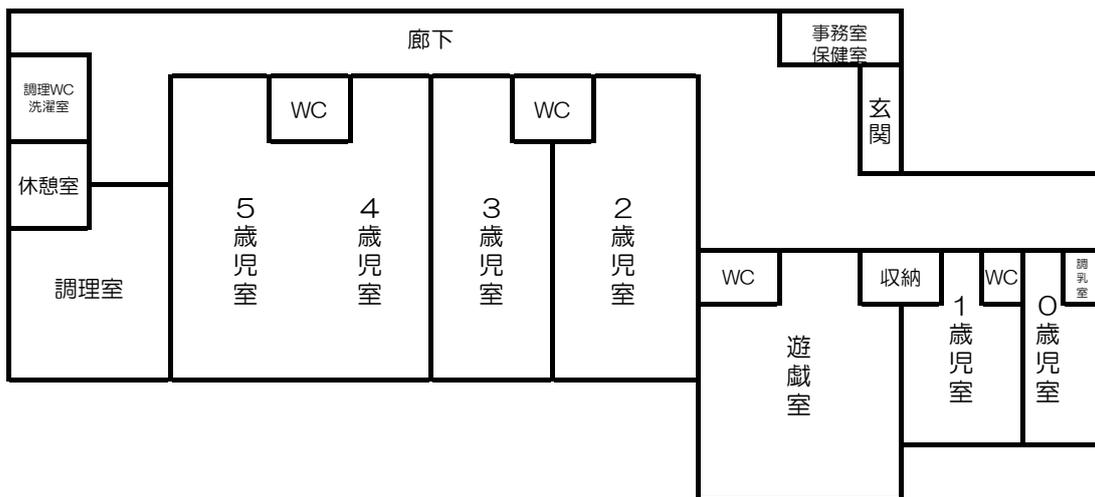


13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	順次登園、視診、検温（0・1・2歳児）、あそび		
8:30			
9:00	室内遊び・午前睡 外気浴、水分補給	牛乳（水分補給） 散歩、戸外あそび 室内あそび	自由あそび 散歩、戸外あそび 音楽、リズム、制作 絵画など
10:00	離乳食、ミルク		
11:00	睡眠	食事（1歳児） 食事（2歳児） 午睡	食事 午睡
12:00			
13:00			
14:00	順次目覚め、あそび 離乳食、ミルク	順次目覚め、着替え	目覚め 着替え
15:00	あそび	おやつ	おやつ
16:00	降園準備、あそび		
17:00	順次降園		
18:00			
20:00	延長保育		

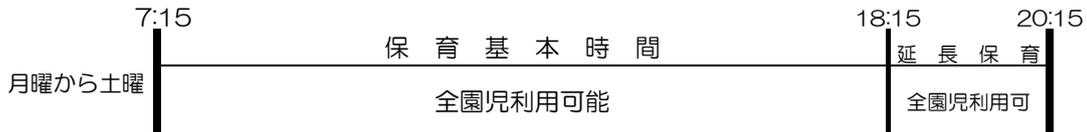
14. 平面図（概略）

【1階】



アスク岩戸北保育園

1. 名称 アスク岩戸北保育園
2. 設置者 株式会社日本保育サービス
3. 所在地 岩戸北3-3-23
4. 電話/FAX 03-5761-2771
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	18	18	18	18	18	96

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅または喜多見駅より徒歩10分、住宅街の中で静かな環境
- ・ 園庭には、歴史を感じられる「橋北塚古墳」を残し、それを活かした築山を整備
- ・ English・体操・おんがく等のプログラム（1～5歳児）やクッキング保育（3～5歳児）を導入
- ・ 「木育」に力を入れ、イベントを実施

9. 保育士等職員の配置状況

園長、主任、保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成29年4月1日
 建物構造・階数 木造 2階建て
 屋外遊具等 砂場、築山 等

11. 保育の方針

<運営方針>

- ① 安心&安全を第一に保育・育成を実施します
- ② いつまでも思い出に残る施設となるよう日々の保育を大切にします
- ③ 職員が楽しく働けることで子どもたちを笑顔にします
- ④ 地域とつながり支え合う施設として社会に貢献します
- ⑤ 常に時代が求める子育て支援を実践し続けます

<保育方針>

一人ひとりに心をかけ、愛情を注ぎ、成長に合わせたきめ細やかな保育を行うことで、変化の激しいこれからの社会を生き抜くための、“生涯にわたる生きる力の基礎”を育みます。

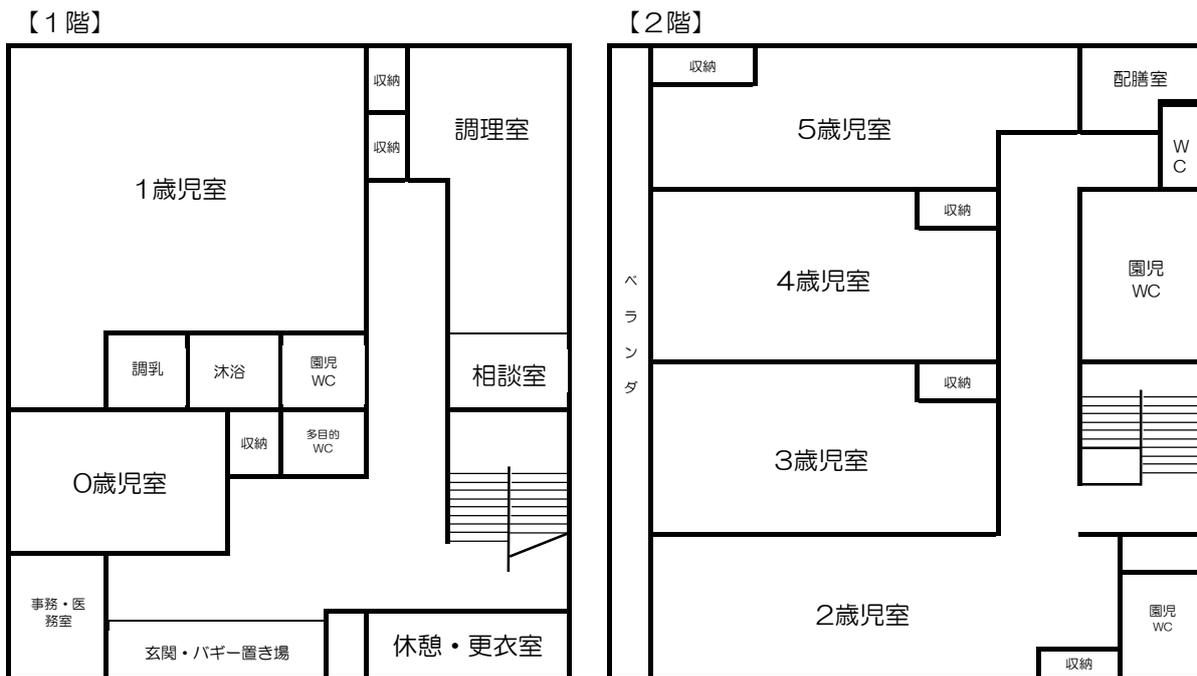
12. 年間の主な行事

入園・進級を祝う会、こどもの日、保育参観、遠足、誕生会、水遊び、七夕会、夏まつり
 運動会、クリスマス会、新年お楽しみ会、生活発表会、節分、ひなまつり、卒園式 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児
7:15	開園・順次登園・視診・室内あそび	
8:30	朝の会・朝のおやつ（乳児クラス）・午前のカリキュラム	
9:00		
9:30		
10:00		
10:50		
11:00	昼食	片付け
11:30		昼食
12:00	午睡	午睡
15:00	目覚め、おやつ	
16:00	午後のカリキュラム ※短時間児順次降園	
17:00	降園準備、あそび、順次降園	
18:15	延長保育	
20:15	(全園児利用可)	

14. 平面図（概略）



狛江ちとせ保育園

1. 名称 狛江ちとせ保育園
2. 設置者 社会福祉法人 ちとせ交友会
3. 所在地 東和泉 1-35-10
4. 電話/FAX 03-3488-1281/03-3488-1285
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）より就学前まで
※延長保育は月～金のみ

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
12	15	15	16	16	16	90

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅、和泉多摩川駅どちらからでも徒歩約5分
- ・ 平成9年3月、岡山から社会福祉法人ちとせ交友会を設立。
現在では認可保育所、幼保連携認定こども園を関東を中心に設置運営しています。
- ・ 静かな立地、園庭あり。通りに面していないので送迎も安心です。
- ・ リトミックでリズム遊び、ネイティブ講師による英語遊びを実施
- ・ アレルギーフリー（小麦・卵・牛乳）除去の「なかよし献立」です。

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、給食調理員、事務職員
 嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成29年4月1日
 建物構造・階数 鉄骨造2階建て
 屋外遊具等 滑り台、鉄棒、砂場
 屋内遊具 ネット遊具、滑り台

11. 保育の方針

基本理念に基づき、子ども達が日中を過ごす第二の家『Home』を目指し、子ども、保護者、地域の方にとって心安らく憩いの場となるよう、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園の運営をしていきます。
 寄り添い、見守り、無理なく子どもの発達を促していけるよう質の高い幼児教育を提供します。健康で、明るく、思いやりのある、自律性を持った子どもの育成を目指します。

12. 年間の主な行事

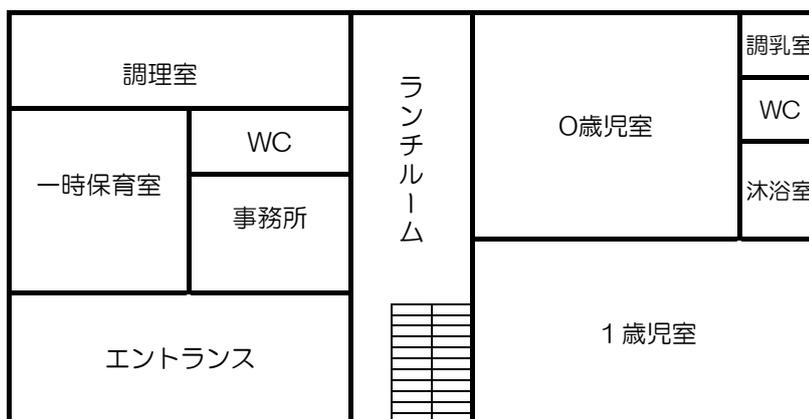
入園式、誕生会、夏のフェスタ、運動会、生活発表会
 季節の行事（お月見、ひなまつり等）、水遊び、お別れ遠足、卒園式 等

13. 一日の保育の流れ(下記の表はおおよその目安としてお考え下さい。)

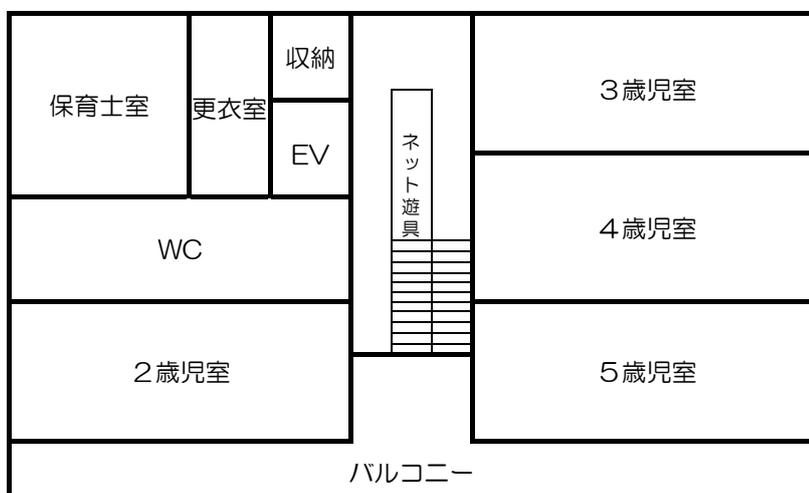
時間	0～2歳児	3・4・5歳児
7:00	順次登園	
8:00	各クラスへ移動	各クラスへ移動
9:00		
9:30	水分補給	グループタイム
10:00	主活動（考える力を伸ばす遊び等）	主活動（考える力を伸ばす遊び等）
11:30	給食（0歳は離乳食）	給食
12:00	午睡	
13:00		午睡
15:00	目覚め、着替え、おやつ 各自遊び	目覚め、着替え、おやつ 各自遊び
16:00	順次降園	
18:00	延長保育 ※土曜日は18:00まで (満1歳の翌月1日から利用可)	
20:00		

14. 平面図（概略）

【1階】

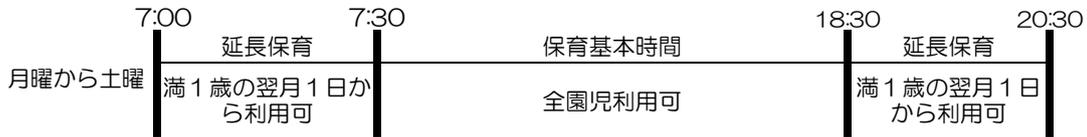


【2階】



駒井町みんなの家

1. 名称 駒井町みんなの家
2. 設置者 社会福祉法人純生喜伯会
3. 所在地 駒井町3-36-1
4. 電話/FAX 03-3480-1106
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	6	6	24	24	24	90

8. 保育園の特徴

- ・ 住宅街の中で静かな環境
- ・ 次世代を担う子ども達の育成に、子育て中の父母や地域も含めみんなで参加できるみんなの家
- ・ 生後57日目からお預かりが可能
- ・ 早朝保育7時00分から延長保育を20時30分まで実施
- ・ 親子保育体験、育児相談、妊婦さんの育児見学を実施予定
- ・ 専門講師による、音楽・体育活動を毎月4回実施

9. 保育士等職員の配置状況

施設長、保育士、看護師、給食調理職員（栄養士含む）、事務職員、嘱託医・嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成30年4月1日
 建物構造・階数 木造（一部鉄筋）2階建て
 屋外遊具等 プール（組立式）
 ※園庭は基準の面積を満たしていないため、近隣の公園も代替えとして利用します。

11. 保育の方針

- ・ 明るく思いやりのある優しい子ども
 - ・ 感受性を高め、協調性、個性を育てる保育
 - ・ 日常生活を送るうえで人間らしく自立できる子ども
- 上記の3つの保育目標を基に、次のことを重点に保育をすすめます。
- ★ 日常生活のあいさつがきちんとできるようになる。
 - ★ 基本的な生活習慣を身に付けられるようにする。
 - ★ 家庭との連携を密にし、子ども一人ひとりの個性を伸ばしていく。
 - ★ 様々な行事や活動を通し、感性の育成と丈夫な身体づくりを目指す。

12. 年間の主な行事

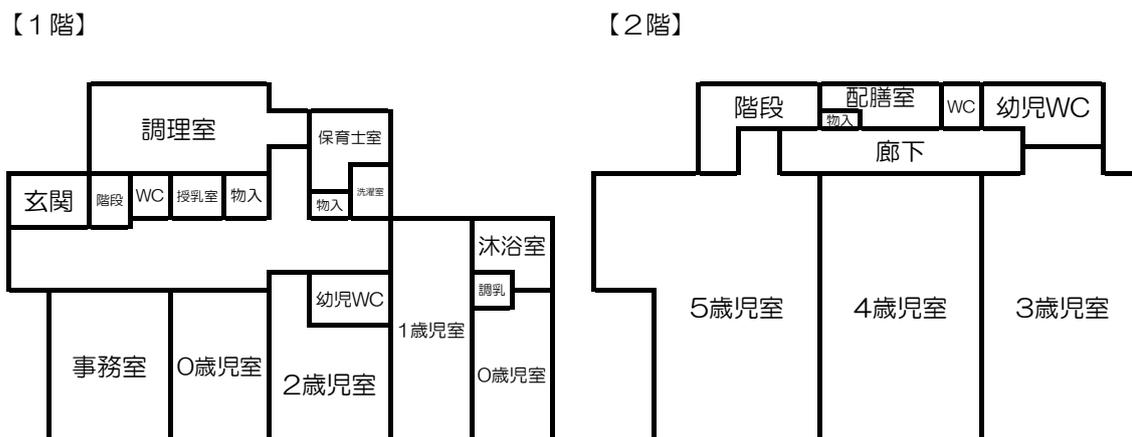
毎月行事（お誕生会、身体測定、0～2歳児健診、調理活動、避難訓練）、食育活動（野菜収穫）、お店屋さんごっこ、保育参観、七夕祭り、お泊り保育、遠足、親子親睦会、姉妹5園合同運動会、ハロウィン会、クリスマスコンサート、餅つき、節分、発表会、ひなまつり、卒園式 等
 幼児クラス健康診断年2回・歯科検診年2回

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	順次登園・視診・検温・口頭連絡及び連絡帳点検（児の果たすべき役割活動）		
9:00	室内活動 ・オムツ交換、水分補給 ベッドで静かに寝たり あやしたりしてもらう、 午前補食	室内活動 ・オムツ交換、水分補給 ・朝の会（季節の歌、挨拶、リズム 運動、お名前呼び出席確認） 午前補食	・朝の準備、自主活動、水分補給 ・朝の会（体操、歌、活動） ・縦割りグループによる活動 午前補食
10:00	・オムツ交換、授乳 （飲みだがる時～3時間おき） 外気浴、日光浴	・日々の活動 戸外活動（自然との関わり） 室内活動 （運動、リズム、絵画、製作）	・日々の活動 外遊活動（自然との関わり） 室内活動 （運動、音楽、絵画、数、文字）
11:00	・オムツ交換 ・離乳食 ・睡眠 ・目を覚ましていれば着替え 身体清拭	・給食 食事マナー 基本的生活習慣の指導 着脱トレーニング 絵本の読み聞かせ	・給食準備、配膳のマナー 基本的生活習慣の指導 給食 ・給食提供食材のお話
11:30	・一人ひとりの発育に応じて十分に 身体を動かす	・給食 食事マナー 基本的生活習慣の指導 着脱トレーニング 絵本の読み聞かせ	・給食準備、配膳のマナー 基本的生活習慣の指導 給食 ・給食提供食材のお話
12:00	・音の鳴る玩具、 色や形に触れて遊べる玩具で遊ぶ	・給食 食事マナー 基本的生活習慣の指導 着脱トレーニング 絵本の読み聞かせ	・給食準備、配膳のマナー 基本的生活習慣の指導 給食 ・給食提供食材のお話
12:30	・午睡	・午睡	・午睡準備 ・午睡 ・順次起床、着脱活動
13:00	・オムツ交換、授乳	・起床、オムツ交換 ・おやつ	・午睡準備 ・午睡 ・順次起床、着脱活動
15:00	（目覚めていれば） ・オムツ交換、水分補給、あやして もらったり、体操、絵本 ・夕の会 （季節の歌、挨拶、リズム体操） ・お帰りのお仕度	・起床、オムツ交換 ・おやつ ・夕の会 （季節の歌、挨拶、リズム運動） ・お帰りのお仕度	・おやつ ・活動（自主活動） ・夕の会（当番子ども主体、 リズム運動、遊び、季節の歌） 縦割りグループ活動 ・お帰りのお仕度
16:00	順次降園		
18:30	延長保育		
20:30	（満1歳の翌月1日から利用可）		

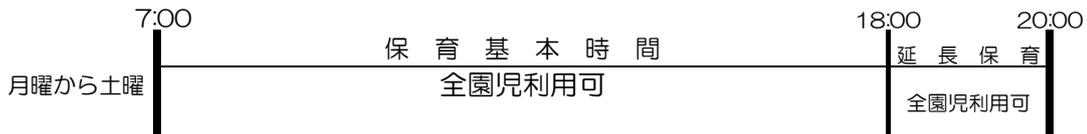
- ・ 専門講師による、音楽・体育活動を毎月4回実施

14. 平面図（概略）



いずみの森保育園

1. 名称 いずみの森保育園
2. 設置者 社会福祉法人森友会
3. 所在地 元和泉1-10-10
4. 電話/FAX 03-5761-7747/03-5761-7748
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	16	18	20	20	20	100

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅より徒歩3分(泉龍寺の近くです)
- ・ 0-1歳児保育室（1F）、2-5歳児保育室（2F）、支援室（2F）、園庭の4つのエリアの中で、大きな異年齢集団で活動することにより、人と関わる力が育つ保育に取り組みます。
- ・ 活動はコーナー保育を主とし、子どもたちが自ら好きな遊びをさがし、遊び込んでいくという保育のスタイルです。
- ・ 自分のペース（子どもの主体性の尊重）で活動し、リーダー性とフォロワー性の育成もねらっています。

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士（巡回）
嘱託医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成31年4月1日
建物構造・階数 鉄骨造・2階建て・耐火建築物
屋外遊具等 大型木製遊具、砂場 等

11. 保育の方針

- ・ 子どもの主体性の尊重（大人が「させる保育」ではなく、子どもが自ら「する保育」です）
- ・ 異年齢の関わりを大切に（園という大きなお家の中でみんなが家族のように関わり合います）
- ・ 誉める保育（子どもの存在を認め、大切な存在であると態度と言葉で、子どもに伝えます）

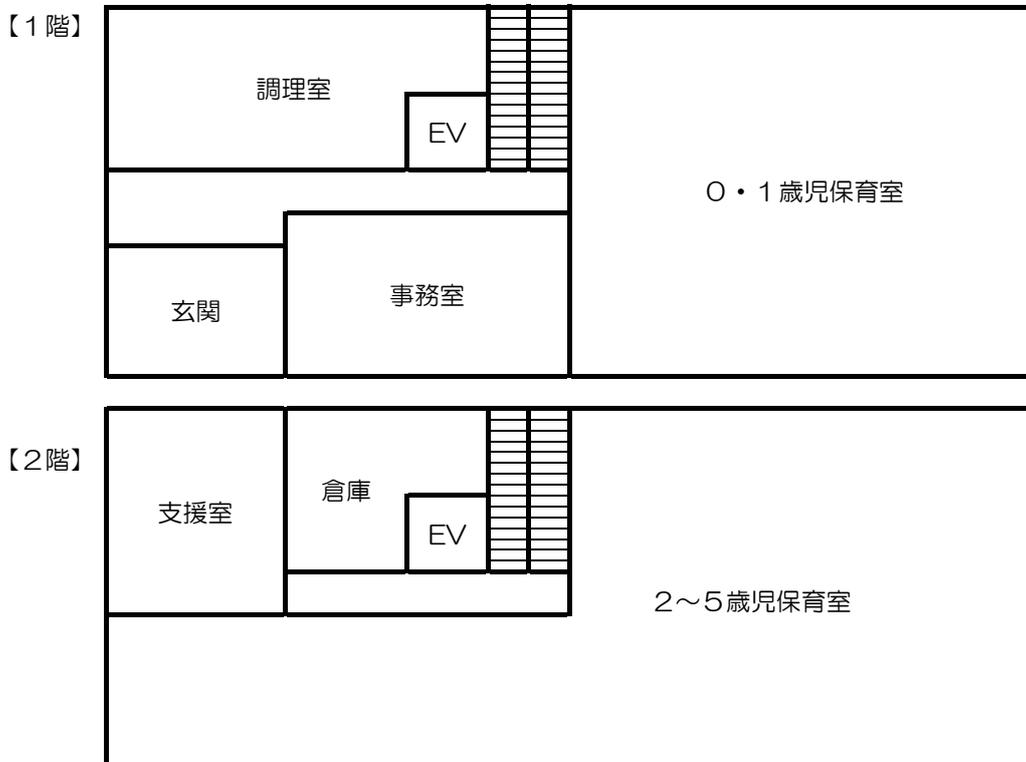
12. 年間の主な行事

入園式、夏祭り、運動会、生活発表会、卒園を祝う会、各種季節の行事、誕生日会
健康診断（年2回）、歯科検診（年2回）、身体測定（毎月） 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

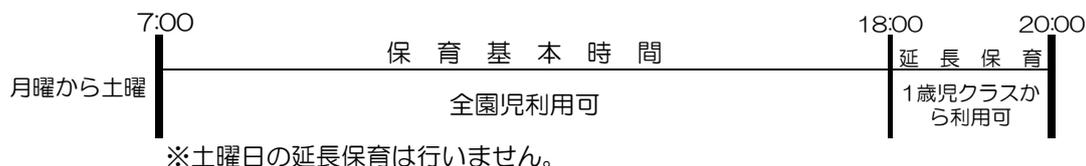
時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
7:00	順次登園 視診（健康観察）・検温		順次登園 視診（健康観察）			
8:00						
8:30						
9:00	朝のおやつ					
10:00	選択制保育・主題保育		選択制保育（園庭遊び・コーナー保育など）			
10:30	離乳食		主題保育（制作・散歩・リズム遊びなど）、造形活動、英語活動			
11:00	昼食					
11:30						
12:00						
13:00	午睡		午睡・休息 選択制保育（コーナー遊びなど）			
14:00						
14:30						
15:00	午後のおやつ					
16:30	選択制保育（園庭遊び・コーナー遊びなど）					
17:00	延長保育					
18:00						
20:00						

14. 平面図（概略）



木下の保育園 元和泉

1. 名称 木下の保育園 元和泉
2. 設置者 株式会社木下の保育
3. 所在地 元和泉1-19-4
4. 電話/FAX 03-5761-4788/03-3489-0550
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	15	16	23	23	23	109

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅より徒歩4分、住宅街の中で静かな環境
- ・ 生後57日目からお預かりが可能
- ・ 地域交流としてちぎり絵、絵本の読み聞かせ会実施
- ・ ネイティブ講師による英語レッスン月/2回

9. 保育士等職員の配置状況

園長、主任、保育士、看護師、給食調理員、事務職員、嘱託医等

10. 施設の状況

事業開始年月日 令和2年4月1日
 建物構造・階数 鉄骨造 2階建ての1階部分
 屋外遊具等 砂場、築山など

11. 保育の方針

＜保育理念＞

生きる力を創る

＜保育目標＞

- ① 協調性・・・仲間を大切にし認め合い、思いやりのあるこどもを育てる。
- ② のびのび・・・心身共に健やかで意欲的に活動し、自己表現ができるこどもを育てる。
- ③ 試行錯誤・・・最後まで諦めず自分で判断し、行動できるこどもを育てる。
- ④ 探索活動・・・興味や関心を持ち挑戦することを楽しみ、自ら表現するこどもを育てる。

12. 年間の主な行事

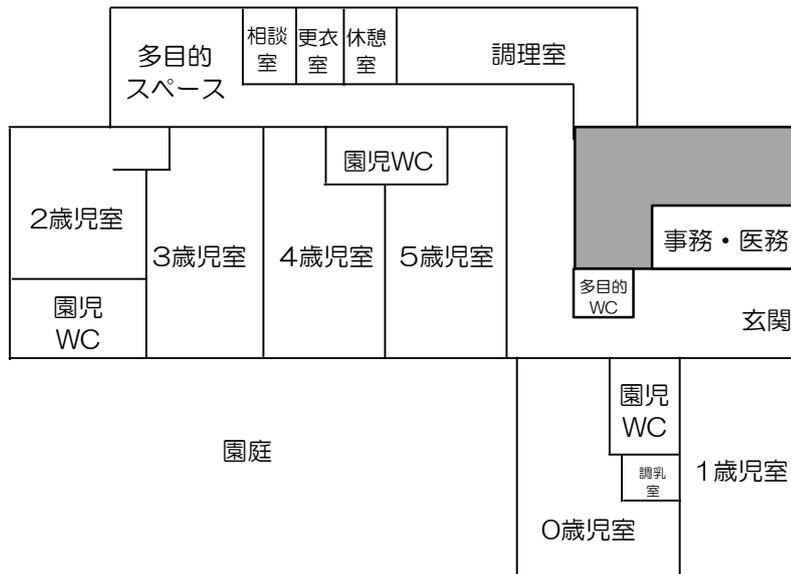
誕生会、プール遊び、七夕の会、夏まつり、お楽しみ会(5歳児)
 保育参観、自然体験(野菜収穫)、運動会、卒園式
 健康診断(年2回)、歯科検診(年2回)、避難訓練(毎月)等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3・4歳児	5歳児
7:00 8:30	開園・順次登園・視診・朝おやつ（乳児）・室内あそび				
9:00 9:30	乳児(水分補給おやつ)朝の集まり・散歩・戸外遊び等				
10:00 10:50	授乳 遊び	主活動 散歩	主活動 散歩		
11:00 11:30	昼食		昼食		昼食
12:00	午睡準備 午睡		午睡（個別配慮）		自由遊び 休憩
15:00	起床・おやつ				
16:00 16:30	遊び	遊び 順次降園	帰りの集まり/知育玩具 順次降園		
18:00 20:00	延長保育 （1歳児クラスから利用可。土曜日は延長保育なし。）				

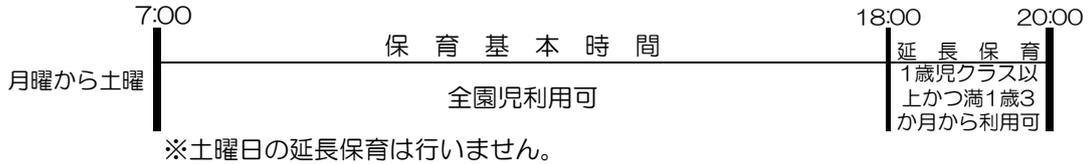
14. 平面図（概略）

【1階】



木下の保育園 岩戸北

1. 名称 木下の保育園 岩戸北
2. 設置者 株式会社木下の保育
3. 所在地 岩戸北3-1-19
4. 電話/FAX 03-5761-5870/03-3489-3800
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から就学前まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
10	20	20	20	20	20	110

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅または喜多見駅より徒歩7分
- ・ 小田急線高架下の保育園なので、雨の日でも園庭で遊べます
- ・ 生後57日目からお預かりが可能

9. 保育士等職員の配置状況

園長、主任、保育士、看護師、給食調理員、事務職員
嘱託医、嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 令和2年4月1日
建物構造・階数 鉄骨造 1階建

11. 保育の方針

<保育理念>

生きる力を創る

<保育目標>

- ① 協調性・・・仲間を大切にし認め合い、思いやりのあるこどもを育てる。
- ② のびのび・・・心身共に健やかで意欲的に活動し、自己表現ができるこどもを育てる。
- ③ 試行錯誤・・・最後まで諦めず自分で判断し、行動できるこどもを育てる。
- ④ 探索活動・・・興味や関心を持ち挑戦することを楽しみ、自ら表現するこどもを育てる。

12. 年間の主な行事

入園・進級の会、遠足、誕生会、プール遊び、七夕の会、夏まつりごっこ
クリスマス会、まめまぎの会、ひな祭りの会、お別れ会（卒園式）等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児
7:00	開園・順次登園・視診・室内あそび	
8:30		
9:00	朝のおやつ（乳児クラス）・朝の会（幼児クラス）・散歩・戸外遊び等	
9:30		
10:00		
10:50		
11:00	昼食	
11:30		昼食
12:00	午睡	午睡
15:00	起床・おやつ	
16:00	帰りの会	
16:30	降園準備、あそび、順次降園	
18:00	延長保育	
20:00	（1歳児クラス以上かつ満1歳3か月から利用可。土曜日は延長保育なし。）	

14. 平面図（概略）

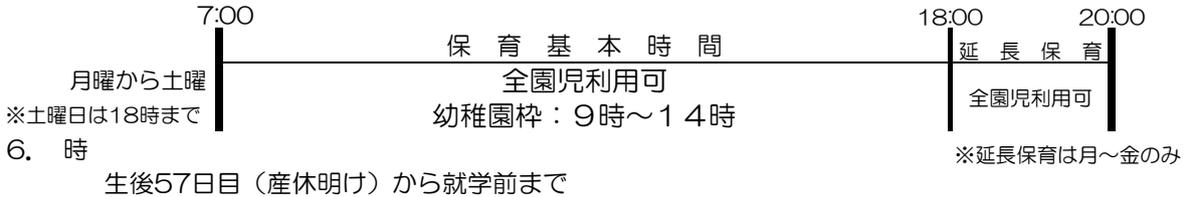
【1階】



園庭

パイオニアキッズ西野川園

1. 名称 パイオニアキッズ西野川園
2. 設置者 社会福祉法人調布白雲福祉会
3. 所在地 西野川2-4-15
4. 電話/FAX 03-5761-9234
5. 開園・保育時間



7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	15	18	25	25	25	117

※幼稚園枠部分として3～5歳児を若干名受け入れます。

8. 保育園の特徴

- ・ 静かな住宅街、広い園庭（約440㎡）
- ・ 学童保育、プレイセンター（子育てひろば）、プランケット（産前産後支援）を併設の認定こども園
- ・ 3大アレルギー食材を使わない、魚中心の給食を実施
- ・ 子育て相談、親の学びあいなど、保護者の子育てを支援する取組みを実施

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、看護師、栄養士、給食調理員、嘱託医

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成28年4月1日
建物構造・階数 軽量鉄骨造2階建て

11. 保育の方針

- ★ニュージーランドの乳幼児教育指針「テファリキ」を取り入れた保育を実施。
- ★自らの力で世界を切り開くことができる子どもの学び・育つ力を養成します。
- ★子どもと保護者の育ちあいを支援します。

12. 年間の主な行事

保護者懇談会（年2回）、避難訓練（毎月）、夏まつり、プール（水遊び）
運動会、遠足、野菜収穫、おとまり保育（5歳児クラス）
保育参観、卒園式、全園児健康診断（年2回）、歯科検診（年2回）等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

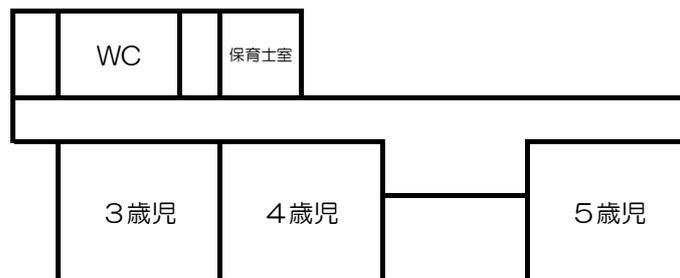
時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
7:00	順次登園、視診、検温、あそび						
8:00	3号認定		自由あそび（庭、室内）		2号認定		
8:30	水分補給（果物、麦茶）						
9:00	乾布摩擦（秋冬）						
9:30	庭、散歩	1号認定					
10:00	主活動・散歩						
10:30							離乳食、ミルク
11:00							昼食、フォローアップ
11:30	絵本読み聞かせ	昼食・歯磨き					
12:00		着脱・読聞かせ	昼食・歯磨き				
			着脱・読聞かせ	昼食・歯磨き			
13:00		昼寝	手伝い・歯磨き				
14:00	検温	短時間保育 降園		コーナー保育			
14:30	離乳食、ミルク	検温					
15:00	午睡	おやつ・歯磨き					
		コーナー遊び					
16:30	順次降園						
17:00	自由あそび（庭・室内）						
18:00	延長保育（全園児利用可）※月～金のみ						
20:00	おにぎり無料サービス/夕食（延長保育料に含む）						

14. 平面図（概略）

【1階】



【2階】



さつき家庭保育室

1. 名称 さつき家庭保育室
2. 設置者 株式会社palette
3. 所在地 岩戸北1-2-12
4. 電話/FAX 03-3430-3413
5. 開園・保育時間
月曜～金曜 8:00～18:00（保育基本時間）
夏季休園（5日間）あり。

6. 受入年齢
1歳児

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
-	8	-	-	-	-	8

8. 保育室の特徴
 - ・ 狛江駅徒歩6分
 - ・ 戸建て住宅の1階部分

9. 保育士等職員の配置状況
保育士、保育補助員、給食調理職員、嘱託医、事務員

10. 施設の状況
事業開始年月日 令和3年4月1日（令和3年3月までは家庭的保育事業）
建物構造・階数 木造2階建ての1階部分

11. 保育の方針
 - ★ 豊かな感性と、自己肯定感を持つ子どもを育てます。
 - ★ 一人一人の個性を大切に、多様な人間関係の中で共に育ち合う。

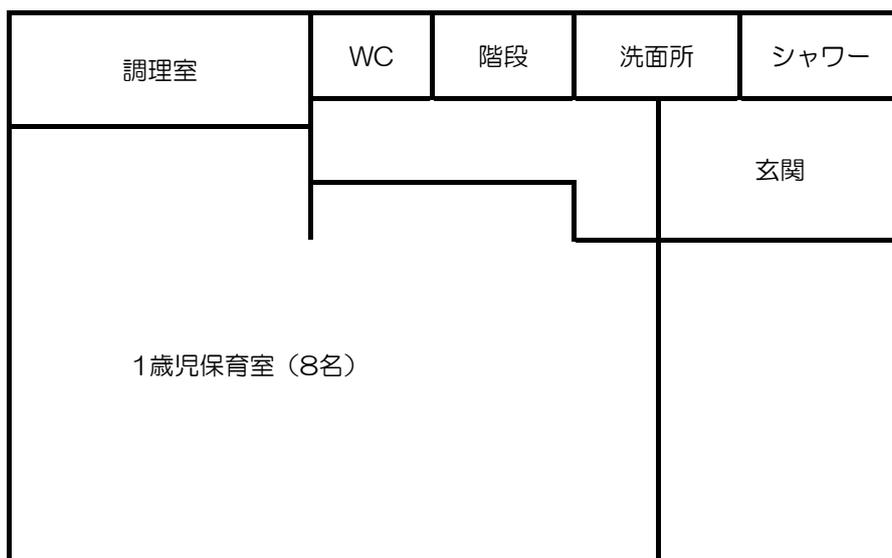
12. 年間の主な行事
はじめましての会、誕生会、プール、遠足、いもほり、各季節行事
お別れ会

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間		
8:00	順次登園・視診 自由遊び	健康状態と昨日からの様子を確認します。
9:30	朝のおやつ	友達や保育者と一緒に一人一人が好きな遊びをします。
10:00	戸外あそび	天気の良い日は戸外で十分に遊びます。
12:00	昼食	必要なエネルギーと栄養素を合わせた食事、おやつを提供します。
13:00	午睡	
15:00	おやつ 自由遊び	お迎えまで室内遊びや散歩をして過ごします。
18:00	順次降園	1日のお子さんの様子を伝えます。

14. 平面図（概略）

【1階】



一の橋赤ちゃんの家

1. 名称 一の橋赤ちゃんの家
2. 設置者 社会福祉法人純生喜狗会
3. 所在地 駒井町1-15-32
4. 電話/FAX 03-5761-9219
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
生後57日目（産休明け）から2歳児まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2	8	9	-	-	-	19

8. 保育園の特徴

- ・ 小規模で家庭的な保育、子どもの健やかな発達を重んじた環境設定
- ・ 次世代を担う子ども達の育成に、子育て中の父母や地域も含めみんなで参加できる
赤ちゃんの家
- ・ 生後57日目からお預かりが可能
- ・ 早期保育7時から延長保育を20時30分まで実施
- ・ 狛江第二中学校近くで閑静な住宅街に立地する一軒家
- ・ 連携施設園として認可保育園 駒井町みんなの家があり、連携内容は次の通り
(屋外遊戯場の利用に関する支援、合同保育に関する支援、後方支援、行事への参加に関する支援)

9. 保育士等職員の配置状況

施設長、保育士、看護師（巡回）、栄養士、給食調理職員、
嘱託医・嘱託歯科医 等

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成28年4月1日
建物構造・階数 準耐火木造・2階建て
屋外遊具等 プール（組立式）等
※園庭は29.7㎡以上敷地内に整備、他近隣に代替公園あり。

11. 保育の方針

- ・ 明るく思いやりのある優しい子ども
 - ・ 感受性を高め、協調性、個性を育てる保育
 - ・ 日常生活を送るうえで人間らしく自立できる子ども
- 上記の3つの保育目標を基に、次のことを重点に保育をすすめます。
- ★ 日常生活のあいさつがきちんとできるようになる。
 - ★ 基本的な生活習慣を身に付けられるようにする。
 - ★ 家庭との連携を密にし、子ども一人ひとりの個性を伸ばしていく。
 - ★ 様々な行事や活動を通し、感性の育成と丈夫な身体づくりを目指す。

12. 年間の主な行事

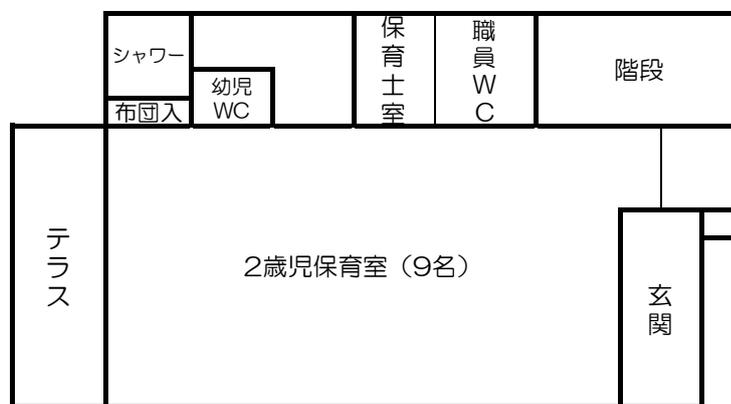
入園・進級祝い会、保育参観、夏祭り、姉妹5園合同運動会、芋掘り（じゃがいも・さつまいも）、クリスマス会、発表会、卒園式、節分、ひな祭り、プール、ハロウィン会 等

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

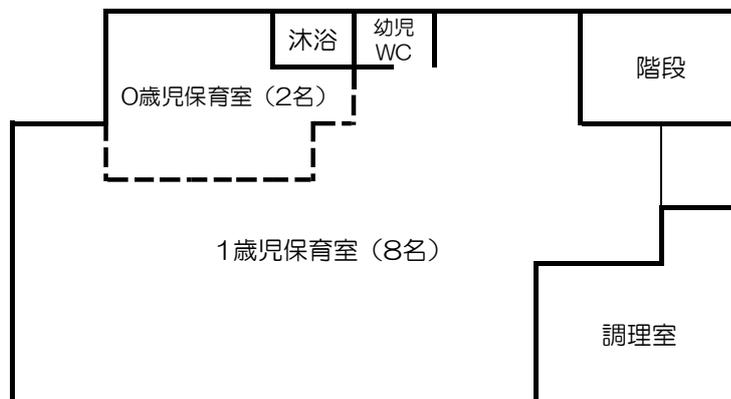
時間	0歳児	1・2歳児
7:00	順次登園・視診・検温・口頭連絡及び連絡帳点検	
9:00	<ul style="list-style-type: none"> 室内活動 朝のお支度 (オムツ交換・個々に合わせて授乳) 朝の会 (体操、お名前呼び、歌、活動等) 午前補食 日々の活動 (外気浴、製作、体操等) 給食 着脱トレーニング (お着替え) 午睡 	<ul style="list-style-type: none"> 朝の準備、自主活動、水分補給、トイレトレーニング 朝の会(体操、お名前呼び、歌、活動等) 午前補食 日々の活動 外遊活動(自然との関わり) 室内活動(運動・音楽・制作・数・文字) 給食 給食準備 給食提供食材のお話 基本的な生活習慣の指導 歯ブラシとトレーニング、着脱トレーニング(お着替え) 午睡
9:30		
10:00		
11:00		
11:30		
15:00	<ul style="list-style-type: none"> 起床 おやつ お帰りの会 (リズム運動、季節の歌、挨拶) 室内活動 帰りのお支度 	<ul style="list-style-type: none"> 順次起床 おやつ お帰りの会(リズム運動、季節の歌、挨拶) 活動(自主活動) 帰りのお支度
16:00		
16:30	順次降園	
18:30	延長保育	
20:30	(満1歳の翌月1日から利用可) ※19:30以降は補食・夕食提供あり	

14. 平面図（概略）

【1階】



【2階】



フレンドキッズランドこまえ

1. 名称 フレンドキッズランドこまえ
2. 設置者 株式会社 ルシエル
3. 所在地 岩戸南4-22-7
4. 電話/FAX 03-5761-5392/03-5761-5393
5. 開園・保育時間

	7:00		18:00	19:00
	保育基本時間			延長保育
月曜から土曜	全園児利用可			全園児利用可 土曜は実施なし

※土曜日の延長保育は行いません。

6. 受入年齢
1歳児から2歳児まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
-	9	10	-	-	-	19

8. 保育園の特徴

- ・ 送迎用駐車場1台分あり
- ・ 小規模保育園
- ・ アットホームな環境での保育を实践

9. 保育士等職員の配置状況

施設長、保育士、給食調理職員、用務員、嘱託医

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成28年4月1日
 建物構造・階数 RC造 3階建て 1階部分
 屋外遊戯場 近隣代替公園

11. 保育の方針

- ★ 適切な環境による安心・安全な保育
- ★ ひとりひとりの個性を尊重した保育
- ★ 人との関わりを大切にして、心身の成長を助長する保育
- ★ 保護者との連携を大切にします

12. 年間の主な行事

入園・進級式、こどもの日、誕生会、水遊び、秋祭り、保育参観
 ハロウィン、クリスマス会、お正月、節分、ひなまつり、親子遠足、卒園式 等

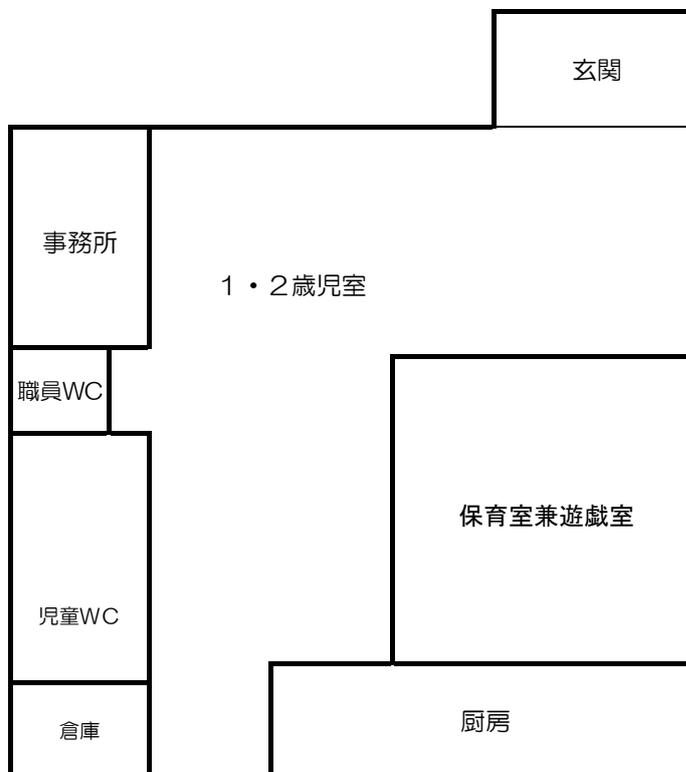
13. 給食

基本・完全給食
 アレルギー対応や離乳食は個別にご相談となります。

14. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	
7:00	順次登園・視診・検温・口頭連絡及び連絡帳確認
9:00	朝の会（水分補給）
9:40	室内あそび 戸外あそび
11:15	食事
12:00	午睡
13:00	
14:00	順次めざめ
15:00	おやつ
16:00	降園準備、あそび、順次降園
18:00	延長保育（満1歳から利用可 ・ 土曜日実施無し）
19:00	

15. 平面図（概略）



狛江すずらん保育園

1. 名称 狛江すずらん保育園
2. 設置者 株式会社アプロード
3. 所在地 岩戸北3-14-23
4. 電話/FAX 03-5761-5743/03-5761-5744
5. 開園・保育時間

	7:00	18:00	19:00
	保育基本時間		延長保育
月曜から土曜	全園児利用可		満1歳の翌月 1日から利用可

6. 受入年齢
満6か月から2歳児まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3	8	8	-	-	-	19

8. 保育園の特徴

- ・ 新設の小規模保育事業できれいな室内環境。
- ・ しっかりとした職員配置で安心・安全な保育を提供します。

9. 保育士等職員の配置状況

施設長、保育士、給食調理職員、嘱託医

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成29年4月1日
 建物構造・階数 鉄筋コンクリート造 6階建て 1階部分
 屋外遊戯場 近隣代替公園

11. 保育の方針

- ★ 元気で笑顔がいっぱいな子を育てます
- ★ 素敵な挨拶ができる子を育てます
- ★ 基本的な生活習慣を身に付けます
- ★ お友達と仲良く遊べる子を育てます

12. 年間の主な行事

入園・進級式、こどもの日、誕生会、水遊び、七夕会、夏祭り、
 ハロウィン、クリスマス会、お正月、節分、ひなまつり、卒園式 等

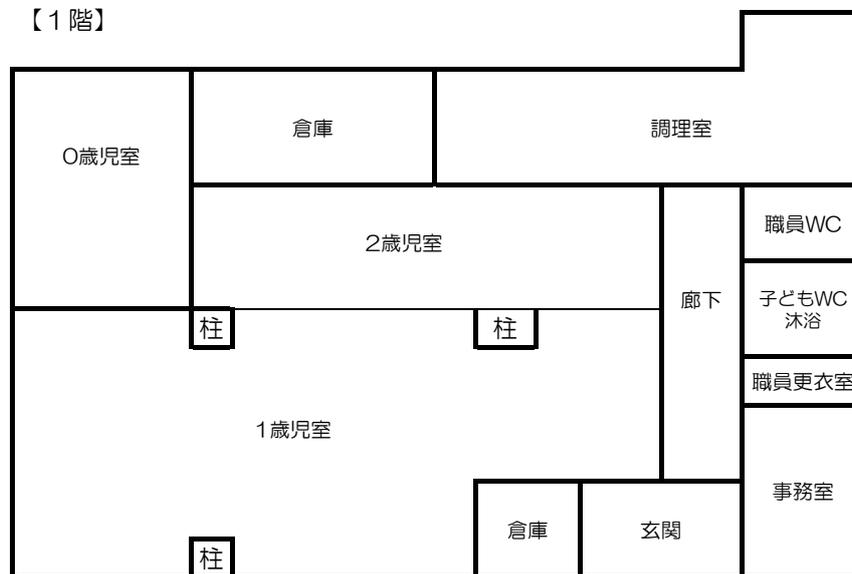
13. 給食

基本・完全給食
 アレルギー対応や離乳食は個別にご相談となります。

14. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	
7:00	順次登園 お子さんの様子を見ながら、できる限りゆったりとした雰囲気をお心がけます。
9:00	視診、点呼、朝の会、朝おやつ
10:00	室内での遊び 絵を描く、製作、楽器遊び、文字・数遊び、ごっこ遊び、粘土遊びなど 戸外での遊び 散歩、公園、地域交流など
11:30	昼食準備／昼食 栄養バランスを考慮したバラエティ豊かな給食を提供します。
12:30	お昼寝
15:00	順次起床／午後おやつ
16:00	自由遊び、順次降園
18:00	延長保育（満1歳から利用可）
19:00	

15. 平面図（概略）



ヤクルト狛江あいあい保育園

1. 名称 ヤクルト狛江あいあい保育園
2. 設置者 東京ヤクルト販売株式会社
3. 所在地 東和泉1-3-15 サトービル1階2号室
4. 電話/FAX 03-3480-4958
5. 開園・保育時間



6. 受入年齢
1歳児から2歳児まで

7. 定数

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
- (3)	5 (8)	5 (8)	-	-	-	10 (19)

※ () 内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計です。

8. 保育園の特徴

- ・ 狛江駅徒歩5分、狛江通り沿い
- ・ 明るい保育室での年齢別保育
- ・ 一人ひとりの「今これをやりたい!」という気持ちに寄り添い、臨機応変な環境づくりや保育者の配置を工夫
- ・ 保護者との連携を密に取りながら、子どもが大きな喜びや満足感を得ることを第一に考えた保育の実践
- ・ ヤクルト製品の給食やおやつを活用

9. 保育士等職員の配置状況

園長、保育士、給食調理職員、用務員、嘱託医

10. 施設の状況

事業開始年月日 平成21年5月18日

建物構造・階数 RC造 3階建て 1階部分

屋外遊戯場 メビウス駅前広場、さわら児童遊園、岩戸第2児童遊園、和泉児童遊園他

11. 保育の方針

- ★ 子どもが主体的に活動できるように援助し、自ら学ぶ力や生きる力を育てます。
- ★ 心身の健全な発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎力を培う
- ★ 保護者と連携し、子どもの成長や子育ての喜びを共有していく

12. 年間の主な行事

入園・進級を祝う会、誕生会、水遊び、七夕会、夏まつり、芋掘り

ミニ運動会、クリスマス会、節分、作品展、ひなまつり、お別れ会（卒園を祝う会）等

食育活動

野菜の栽培・収穫・皮むき・野菜スタンプ・クッキング等、年間を通して活動しています。

13. 一日の保育の流れ（下記の表はおおよその目安としてお考えください。）

時間	
7:30	順次登園、視診、検温、口頭連絡及び連絡帳確認、室内遊び（自由に好きな遊びができる環境の中で）
9:00	朝の会（絵本・手あそび・歌）・ヤクルトおよび麦茶
9:40	室内あそび（製作・絵画・粘土・ブロック・造形活動など） 戸外あそび（散歩・公園・公立園庭開放参加）
11:15	食事（旬の食材を中心に、栄養バランスを考えた食事）
12:00	午睡（順次）
13:00	
14:00	
15:00	順次めざまし おやつ
16:00	降園準備、あそび
17:00	順次降園
18:30	

14. 平面図（概略）

【1階】

